

廣島市報

號五十六第

刷印日三十二月六年十和昭
行發日五十二月六年十和昭
誌金部一價定
錢拾七金

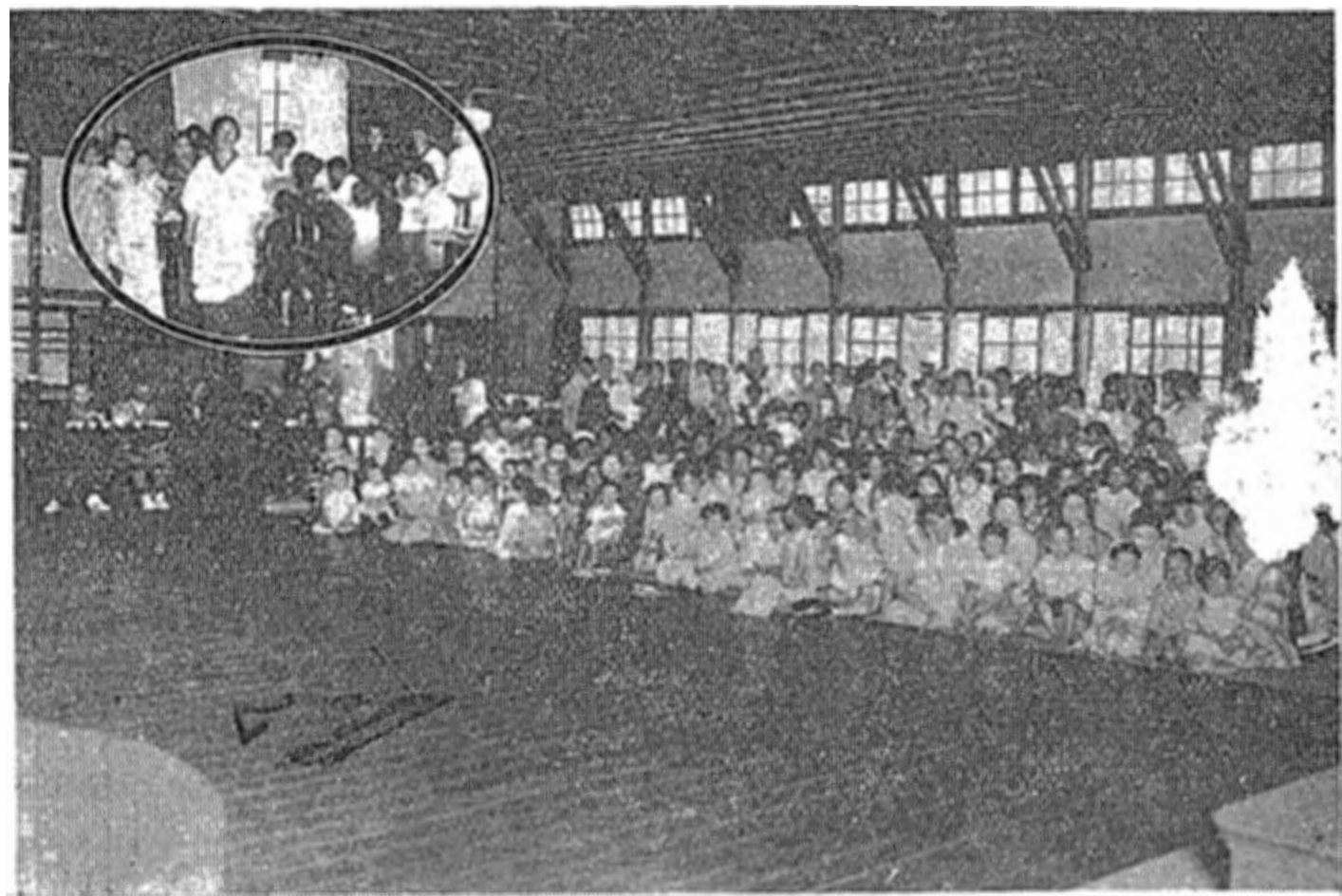
所役市島廣 所行發
人行發
所版活弟兄田増 式株 所刷印
地番一丁目七町手大市島廣
雄計田増者刷印
地番一丁目七町手大市島廣

革沿の町

皆實町 はむかし西新開といひ
ひ文政四年皆實新開と改稱した
たのであるが地域が南なる故
「みなみ」と稱し併せて豊熟を
祝したものであるとか。

【目次】

- ◇ 無料巡回健康診療……………一八三
 - ◇ 告 示……………一八四
 - ◇ 彙 報……………一八四
 - ◇ 公 告……………一八四
 - ◇ 縣下市町村衛生主任會議……………一八五
 - ◇ 本市防空大演習實施……………一八六
 - ◇ 全國教化團體代表者大會……………一八九
 - ◇ 第二回職業紹介所實務講習會……………一九〇
 - ◇ 國勢調査事務協議會……………一九〇
 - ◇ 第二回全國都市計畫協議會……………一九〇
 - ◇ 徵毒に就て……………一九一
 - ◇ 盲人開眼診療實施……………一九二
 - ◇ 各種統計……………一九三
- △ 地方債發議方針決定△ 國際親善の華西國に櫻を寄贈△ 婦人紹介所で家庭内職を斡旋△ 乳兒哺育指導の爲育兒通信の試み△ 公設市場小賣値段表



療診回巡るけ於に校學小原段

六歳以下乳幼兒の無料巡回健康診療

去る五月五日を中心の全國兒童愛護週間に、本市は各兒童愛護團體と共同して、乳幼兒選奨會を催したが、廣島社會事業婦人會では、別に昨年同様約二ヶ月間に亘つて六歳以下の乳幼兒の無料巡回健康診療を計畫實施してゐる。

本事業は乳幼兒の健康増進と一般に哺育知識の普及並に向上を圖り、高い死亡率を減減せんとの目的の爲に行ふもので、昨年豫期以上の成績を収めたに鑑み、本年重ねて施行、去月二日幟町小學校を初日に昨廿四日迄に市内三十三ヶ所で開診して四千三百六十一名の乳幼兒を診察し、その内病者、營養不良者百四名に最長期間二ヶ月の牛乳の施をなしてゐる。尙これが診療醫は縣病院小兒科部長小山博士外三名の醫師の犠牲的出仕になるものであつて、本事業の成果は實に本従事醫に負ふ所が甚大である。

既に三ヶ所の診療場を残すのみになつて本事業も終りに近づいたが、顧みて二ヶ月間に亘つた本診療が多効の効果を収めて終了に近づいたことは社會事業婦人會々員の一致協力なる涙ぐましい努力の賜と充分感謝を捧げるべきである。

【告 示】

廣島市告示甲第四九號
廣島市西區屋敷町字五ノ割四三一番地ノ二ニ荒神託児所ヲ設置シ六月二十日ヨリ之ヲ開所ス

昭和十年六月十七日

廣島市長 横山金太郎

廣島市告示甲第五〇號

昭和十年二月十四日廣島市告示甲第三號ヲ以テ認定告示シタル左記市道路線別圖ノ通過路區域ト定メ之カ供用ヲ開始ス

昭和十年六月二十四日

廣島市長 横山金太郎

Table with columns: 路線名, 起點, 終點, 道路延長. Lists various routes and their details.

【彙 報】

衛生組長認可

(自昭和十年六月十五日)

Table listing health group leaders and their locations, including names like 立川 達雄, 池本 啓八, etc.

【告 告】

地方債協議方針決定

内務省の嚴重なる許可方針に拘らずわが國の地方債は年々増嵩の傾向で正に卅億圓を突破せんとする有様でありこのまま放置する時は地方財政は破綻に瀕する危険があるので内務省地方局では昭和十年度地方債に對する協議方針を左の如く決定し五月廿一日地方廳に宛通牒を發した。

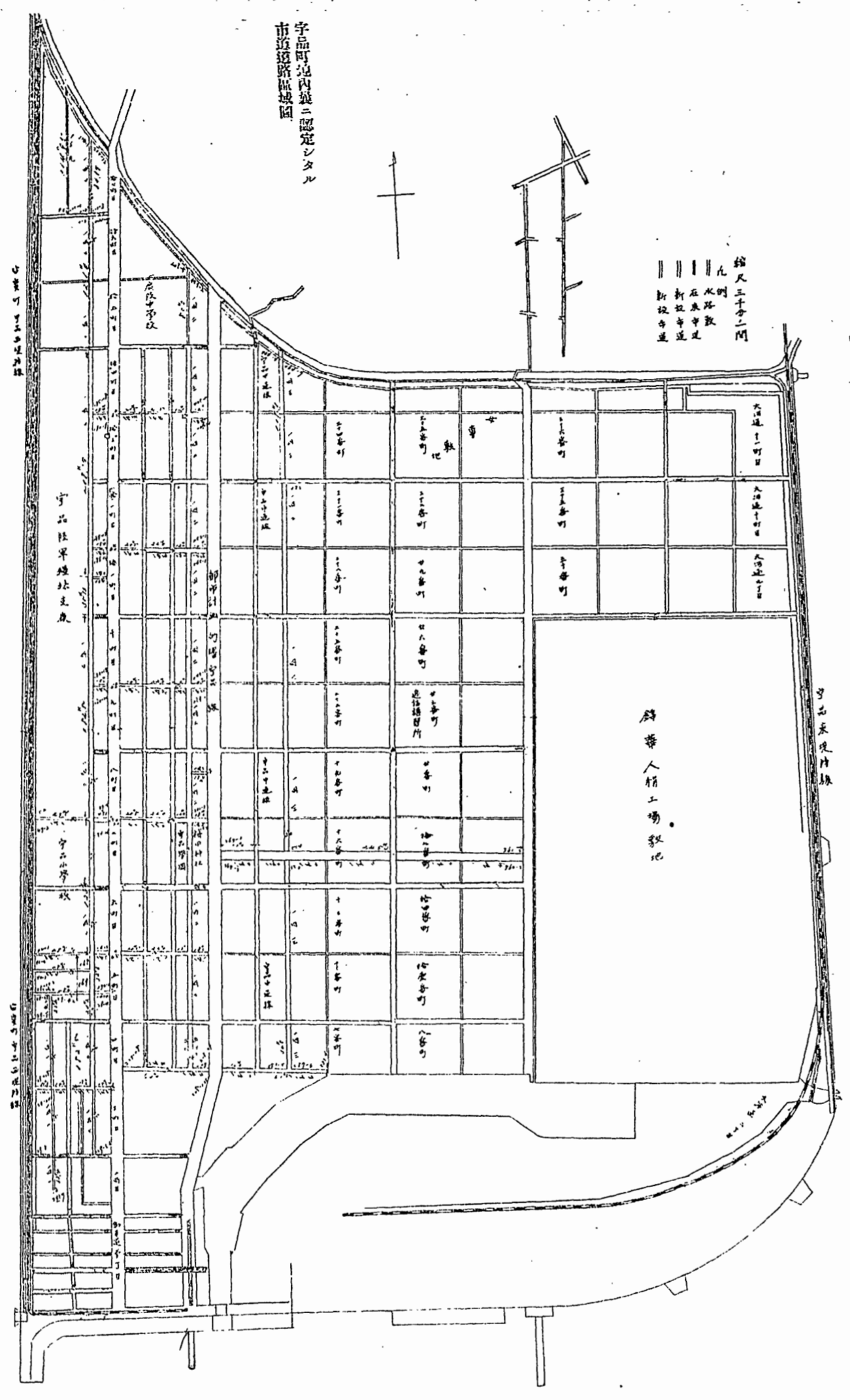
【告 告】

左記物件拾得ノ旨届出有之候ニ付心當リノモノハ當所社會課ニ届出ツヘシ
昭和十年六月十五日
廣島市役所

町正副總代就任認可

(自昭和十年六月十五日)

Table listing town representatives and their locations, including names like 安田 壽夫, 瀧口 忠雄, etc.



縣下市町村衛生主任會議

六月十一、十二の兩日 教育會館に於て開催

縣下市町村衛生主任會議は六月十一、十二の兩日縣教育會館に於て開催されたが出席者は歌田警察部長、赤松縣衛生課長、各市町村衛生主任等三百五十名で定刻歌田警察部長の訓示あつてから會議に

院、水源地原村取水場を視察し午後五時解散した。

〔諮問事項〕
一、町村ハ經常費中ニ保健衛生施設改善ノ費目ヲ置キ各町村ノ實狀ニ即シタル一町村一事業ヲ遂行スル方針ヲ探ルノ可否

保健衛生施設改善ニ意ヲ注ギ漸次之ヲ遂行スルコトヲ期ス

市町村ハ必行事項トシテ毎年一回衛生組長及委員ヲ招集シテ講習等ニヨリ衛生教育ヲ行フノ可否

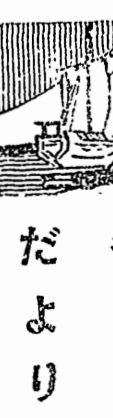
〔答申案〕
毎年一回打合會開催スルコト

健康週間實施ノ適當ナル時期如何

國際親善の華

東京市から 西國に櫻を寄贈

日西親善の爲に東京市がスペインのマドリッド・パルセロナ・サ・セバスタアンの三都市に櫻樹六百本を發送したは本年の二月であつたが、此の櫻樹の苗は四月上旬パルセロナ港に到着



各 市 だより

本市

防空大演習實施!

七月二十一日は豫行演習、七月二十八日は本演習

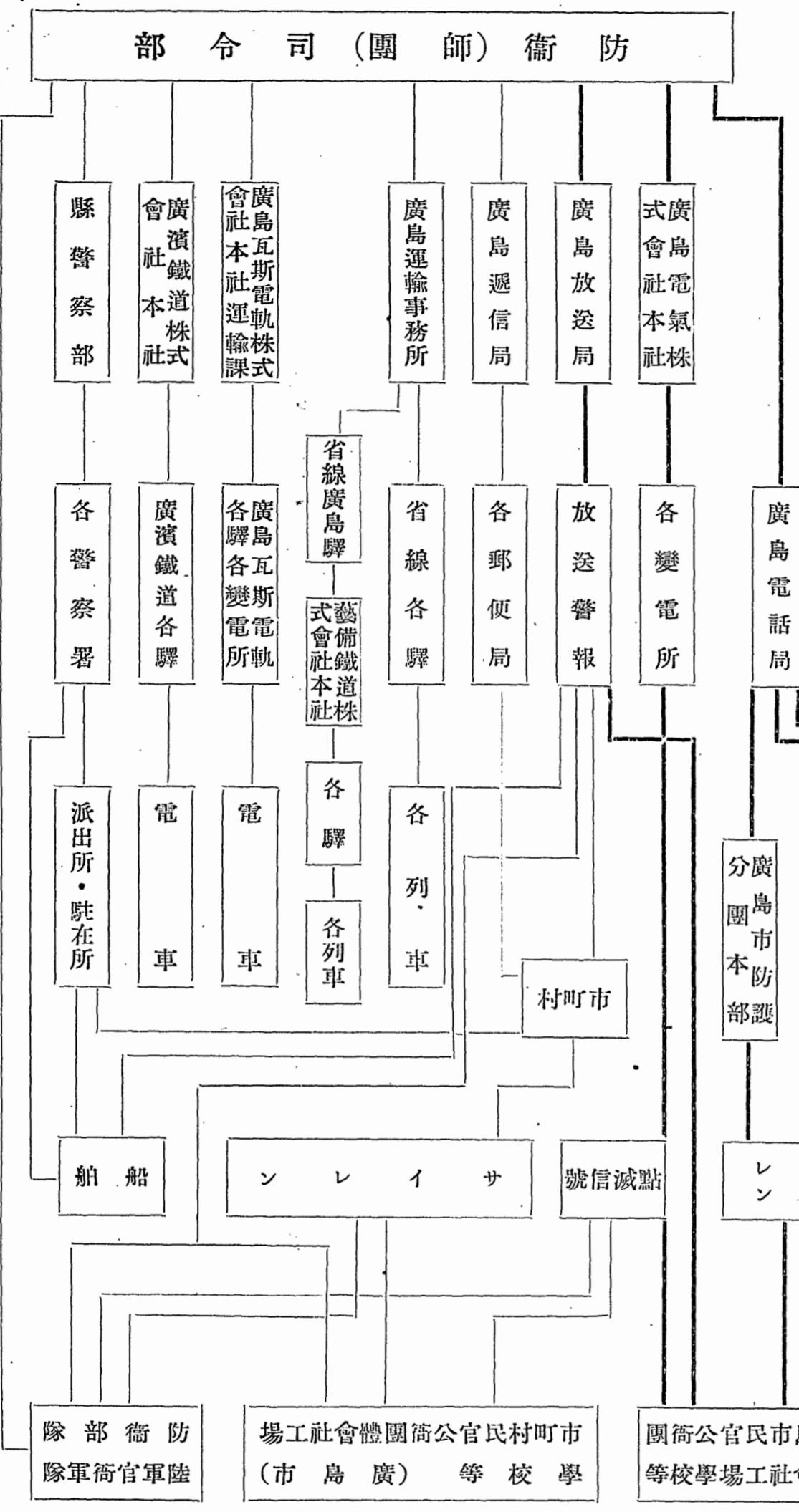
時局柄防空防護の訓練を實施し、防空思想の普及と施設の改善を...

一、本市防護計畫の大綱、防空演習は本市の防衛に關して、防衛部隊と連絡し其の防衛の根據を示すものであつて防護とは敵航空機の來襲に際し警報傳達、警護、避難、工作、配給等の班に分ち作業を實施するもので、國交斷絶又は非常變災惹起より事件終了迄は各種警報の傳達を容易ならしむる爲警報類の音響及警報傳達を妨害すべき音響並音響機附近の騒音は停止するものであり防護分團は有事に際し出動命令を待つて、團長は速に防護に従事すると共に防護團長に報告するものである。

Table with columns: 第一分區, 警報班, 防護班, 救護班, 避難班, 交通整理班, 燈火管制班, 消防班, 警護班, 警報班, 充用區分及標準人員. Includes detailed personnel lists for various classes.

直ちに我が公使館の斡旋に依り夫々三都市に届けられ、三都市では各々盛大な植樹式を行ひ公園廣場、其の他に同市寄贈の苗木を植ゑ、同國民一同を喜ばした。

第二表 警報傳達系統一覽表



第三表

Table with columns: 種別, 符號, 號. Lists different types of alarms and their corresponding symbols and codes.

防護警報は主として分團毎に火災の發生又は瓦斯攻撃を受けたることを知らしむる爲の警報であつて之を火災警報及瓦斯警報に分ち防護の實施を令するものであり瓦斯警報に當つて瓦斯所在地區の分團長は之を發令し警報班は「瓦斯」と呼び大鼓、拍子木空鐘を連打警報し住民を避難させると同時に之に對する處置をなし速に本部に報告するものである。

而して此の警報の解除のみは口頭により「瓦斯ナシ」と呼んで解除するが他の一般の警報及び其の他の命令は防護團長から各分團長に各分團長は警報班をして迅速に防護區内に傳達することになつて居る。

朝鮮慶尙南道では本年度から總工費百五十萬圓で三箇年の繼續事業として道内主要幹線道路の簡易舗装を行ふこととなり、本年度は三千浦一晋州一居昌を経て慶北道境に至る百四十キロ統營一馬山一南宮一昌寧を経て慶北道境に至る百三十二キロ、釜山一蔚山を経て慶北道境に至る七十三キロ、釜山一金海間、釜山一梁山一密陽間九十一キロの舗装工事を完成する豫定との由であるがこの工事は、舗装用乳劑製造工場を設けることになり、この工費財源は地元が負擔するが將來道路工事賦役を軽減することになつて居る。尙完成の上は全鮮第一の良道路となることであらう。

水上市民館として

ボート二隻を建造 (東京市) 東京市内の主要河川は六十三筋に上りその延長は百七十哩あり、使用上甚だ不便なので數年前から度々改築の議があつたが財源難の理由で實現の運びに至らなかつたところ、今年度に至り漸く改築の豫算が認められ長い間の懸案も解決することになつた。其の改築費總額は七十萬圓で全部起債に依り三ヶ年繼續事業であるが、建築様式は鐵筋コンクリート三階建一部鐵骨造とし總建坪約一千八百坪特に外觀には注意をし、公園と調和させることとある。

が各分團は要警護物件を調査し之が警護の方法を豫め規定し且つ橋梁或は兩防護區に互る物件の警備は其の中央に於て折半するか或は隣接分團相互に協定して置き非常警備中又は電燈消滅中は特に警備隊が区域内を巡邏し警護の實施に際しては区域内に軍隊其の他警備隊あるときは之と密接に連絡する外區域内の警備警護の順序及順序を定め要所に哨所を置き所要の人員を配置しなければならぬ。

五、消防班

消防班は主として當該分團區域に於ける消防のみに従事し其の區域外の應援は特別の場合の外は行はないのが本旨で消防作業は警察官憲の指揮を受け従事するものであるが、火災の時は直ちに分團は本部に報告し援助を受け手配を爲し電線、瓦斯等に關する處理する爲該關係係會社に通報し係員の出張を要求しなければならぬ而して消防用器は町の施設を利用する外町内所々に防火用水を準備し且搬水桶、バケツ等をも備へ置くことが必要である。また火災の爲の避難所は豫め豫定し一般に徹底する様その場所を標示し置き住民の火災避難に對しては交通整理班及燈火管制班の援助を受け速に避難所へ誘導しなければならぬ。

六、燈火管制班

燈火管制班は燈火管制實施の適否の調査並監督に當るものであるが燈火管制に就いて詳述れば次の如くである。

燈火管制は警戒管制及非常管制に分たれるが警戒管制は事件勃發より敵の空襲を受ける處ある期間に毎夜非常管制の準備として繼續實施するものであつて之が實施の爲特に警戒を發することはない。非常管制は、夜間敵襲の襲來を前知した時から一時空襲の襲來がなくなる迄實施するもので之が實施の爲特に空襲警報を發することに於て居る。

燈火管制は各種の燈火及汽罐並熔鑛爐の火等凡ゆる火光に就き防空空地區全般に行ふものであり、警戒管制中は室内燈は室の廣さ一坪に付一〇ワット以下の割合では殘置することになつて居るが、(但し六〇ワット以上の電球を使用することは得ない)その燈火の火光の屋外に漏れる處があるも、覆を施すことが必要である。

右の處置を施すことが出来ないものは警戒管制時から又前述の覆被をなすも室外に火光の漏れるものは非常管制中戸戸、鏡戸、扉、シャッター、不透明なるカーテン等の設備ある場合には之を利用し充分遮蔽しなければならぬ。而して充分遮蔽し得ざるものは消燈しなければならぬ。

街燈は警戒管制時に於ても主要街路で必要と認められる時は八〇米以上の間隔を置いて六〇ワット以下の電球一箇宛を用ひ之に殘置燈なることを標示し上空、側方並水面に向つて居る光に對して覆を施し殘置するのであるが、非常管制の際には全部消燈する爲數箇乃至數十箇を一組とし一箇の開閉器を設け管制の際の消燈を容易ならしめる様設備しなければならぬ。

工場燈の管制に就ては軍需工場で作業上必要な燈火は警戒管制時に出来るだけその燈火、光力を制限し非常管制の場合は隠蔽又は消燈することになつて居る。

一般工場の燈火は一般燈火管制法に依るものであり燈火以外の火光に對しては消火、隠蔽其の他の方法に依つて出来るだけその光力を制限し特に上空に間ふ光線を阻止する處置を講じなければならぬ。

以上の外燈火管制實施上の一般注意事項を示せば次の如くである。

- (一) 不用燈火は成るべく消燈すること
- (二) 非常管制の際迅速に處置し難い燈火は豫め處置し置くこと
- (三) 海岸、河岸及之に近き地方の燈火は警戒管制時に燈火管制程度を一層厳密にして水面に向ふ光線を遮蔽し又は非常管制時の處置に準じ處置すること

理髮業者の美舉

カード階級者に無料散髮

本市西部天満町方面及觀音町、福島町、中野町、已斐町方面の理髮業者三十五名は本年四月助成會を組織しその目的の一つたる理髮報國の信念に基き社會衛生の徹底を期する爲め奉仕理髮を行ふことを決定したが今回愈その實施に關する具體的協議が整つたので會長藤川達郎氏、副會長兼事業部長久

村淺吉氏は六月十七日日本應社會課を訪問、カード階級に限り無料理髮を行ふ旨を申出た。

ちなみに久村淺吉氏は正進會員として天満小學校生徒に對し奉仕的に無料理髮を行ひたる際により昨年の六月市長から表彰せられたことがある。

七月のこよみ

七日	七夕祭
十三日	盂蘭盆會
十五日	中元
十六日	やぶ入
三十日	明治天皇祭

關門トンネル設計圖完成

東洋最初の關門海底トンネルの設計は五月十五日に完成され

全國教化團體代表者大會

六月十二、十三の兩日 大阪市に於て開催

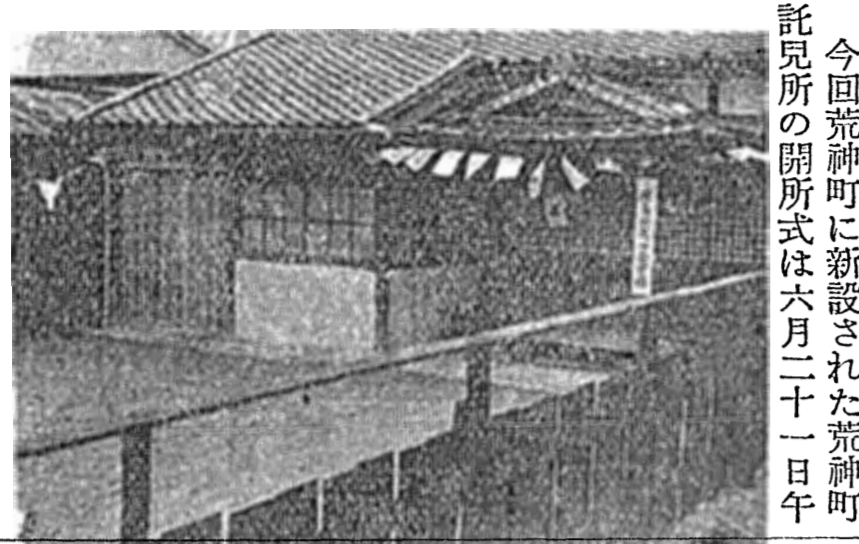
中央教化團體聯合會主催の全國教化團體代表者大會は六月十二、十三の兩日大阪市に於て開催せられたが會長齋藤實子爵、常務理事松井茂博士その他役員並全國各府縣代表者約六百列名席、非常な盛況であつた。

第一日(十二日)は午前九時開會、伊勢神宮並宮城遙拜、君が代

第二日(十三日)は前日に引續き部會を續行したる後本會議を開

荒神託兒所開所式

六月二十一日舉行



今回荒神町に新設された荒神町託兒所の開所式は六月二十一日午

前十時から舉行されたが來賓として溝邊縣社會課長、折田、宮本兩市會議員堀田託兒所後援會長、片岡荒神愛兒園長其の他地方有志、市よりは横山市長、阿部社會課長、社會課員等列席非常な盛況であつた。

同託兒所は從來方面委員の手に依つて經營されて居た荒神愛兒園を解散しその代りとして生れたもので當日は特に愛兒園に非常なる盡力された八木範一氏に對し市長より感謝狀並記念品を贈呈し、多年の功に酬いた。

尚式後援會の心からなる祝賀會を開催し一日の歡を盡したが同託兒所の託兒定員は五十名であつて保母二名が保育に當ることになつて居る。

第二回職業紹介實務講習會

六月十七日から三日間 本市職業紹介所に於て開催

第二回職業紹介實務講習會は六月十七日から三日間本市中央職業紹介所に於て開催されたが岡山地方職業紹介事務局から赤松局長以下職員六名、中央職業紹介事務局から職員二名來賓、岡山地方職業紹介事務局管内各職業紹介所職員三十七名が受講した。

十七日午前九時赤松岡山地方職業紹介事務局長の開會の辭あつて直ちに講習に入り、十九日午後三時講習終了、直ちに閉會式に移り赤松局長の開會の辭、學務部長(溝邊社會課長代讀)市長(岡太助代讀)の祝辭あつて岡部茂氏受講者一同を代表して答辭を述べ午後四時閉會した。

化團體聯合會提出)

- 一、國民思想ヲ教化善導スルニ就イテ最モ適切ナル具體的方策如何(滋賀縣教化團體聯合會提出)
- 一、農村都市ノ相互依存ノ精神ノ更張ニ關スルノ件(大阪府教化團體聯合會提出)
- 一、中等學校卒業生ニ教化團體ノ精神ヲ鼓吹スル良法(福岡縣社會教育協會提出)

たが同トンネルは彦島停車場から定地から更に二つの鐵橋(高架線)を渡り彦島田の首脚附近から海底に入るもので、その勾配は千分の二十、海面下三十四米の海底地殼中に通じ五千二百五十フイートの距離の平坦路となり更に千分の二十の勾配で新町驛に連絡する地表路線に接続するものであつて海面下に出る個所に工事の簡便と通風の爲堅坑を彦島側並九洲側に各一箇所設けることになつて居る海底トンネルは満潮時海面から三十四米、海底から六米の個所を通り土かぶり六米である、その構造はシールド式(橋)で厚さ二七〇ミリ、幅七五〇ミリ、重量七六二・五キログラムの鐵板十五枚を接著して一セクションを構成しその内部は更にセメント厚さ九〇〇ミリにかためるとのことである。

尚トンネルの外側頂部の壓力は毎平方インチ三七・九ポンド底部は四八・一ポンドに達するが五十ポンド以上の壓力に達するといはゆる潜水病にかゝる事があるため工事に従事する工夫は一晝夜三交替八時間勤務とし、しかも三十分づゝ二回合計一時間働いて残る七時間は休養せしめる由。

母子ホームを兼ねて女子宿泊所を新設

東京市の有料宿泊所は十ヶ所あるがその宿泊は男子に限るを以つて女子に對しても適當な宿

廣島縣主催

國勢調査事務協議會

六月五、六日福山市に於て開催

今秋施行せらるる國勢調査に遺憾なきを期する爲廣島縣では六月五、六の兩日福山市に於て國勢調査事務協議會を開催したが縣よりは皆川統計課長、大山麓、縣下四市よりは統計事務關係者出席、皆

ガソリン量器は出来るだけ

自發的に檢定請求される様

ガソリン量器は從來檢定及取締を除外されて居つたが昨年一月一日から勅令により一般度量衡器と同様檢定及取締を受けることになつたが昨年一月一日以前に製作輸入又は移入したガソリン量器に限り檢定證印がないものでも昭和十四年十二月末迄取引上若くは證明

聯絡町村職業紹介事務打合せ

六月五日本市中央職業紹介所に於て

昨年十二月内務省令第三十七號を以つて職業紹介法施行規則が改正になつた結果、職業紹介所の設置のない市町村に於ては市町村長が求職者を地方職業紹介事務局又は職業紹介所に報告することにな

事、花岡岡山地方職業紹介事務局、阿部社會課長および聯絡區域各町村長等約六十名で神崎紹介所長、龜澤縣社會課主事、阿部社會課長の挨拶あつた後花岡岡山地方職業紹介事務局の左記事項の説明あつて午後二時閉會した。

第二回全國都市計畫協議會

六月七日から三日間

福岡市に於て開催

全國都市計畫協議會は内務省都市計畫課長松村光磨氏、都市研究會理事池田宏氏並全國各市町都市計畫關係者約六百名出席のもとに六月七、八、九の三日間福岡市に於て開催されたが

乳兒哺育指導の爲

育兒通信の試み

東京市保健局衛生課では先般各區役所を通じて「我が兒の生ひ立ち」と云ふ育兒上の注意事項を書いたパンフレットを乳幼児を有する各家庭に配布し好評を博したが今回同課小兒衛生掛では更に徹底的な哺育上の知識を與へて市内乳幼児死亡率の減少を期するため育兒通信を開始することになつた。

黴毒に就て

遠山霞述

一、緒言

抑も黴毒と云ふ疾病が現在の我が國に如何なる程度に蔓延せるか、其の實數に就ては到底完全なる調査を得難きも、日常の經驗上其の少數ならざるは想像に難くない。

吾人は黴毒を以て、癩病、結核病、等と共に最も注意すべき國民病の一つであると思つても敢へて過言でないと思ふ。黴毒は獨り我が國民のみを犯すものでなく、世界人類の生存する處殆んど之を見ない處はない。

如何なる處に發し、而かも如何なる様式を以て斯く世界一般に蔓延せるかを調査して見るに、泰西醫學史の記載する處によりますと、西曆紀元前數百年昔の文書殘片に既に之に關する記事が發見される。雖も、眞正なる黴毒が果して存在せしや否やに就ては未だ確證を得ないものである、西曆一四九三年「コロンブス」が亞米利加新大陸發見の際、其の水夫等之に罹患し爾來急速に歐洲大陸に傳播せりと信する先驅學者が非常に多くあるが蓋し此の世紀頃より歐洲各國に殊に「フランス」、「イタリー」、「イスパニア」、「ポルトガル」等に於て猛烈に傳播して幾多の人命を奪ひし事實が歴史に發見する爲めに斯く推定されたのであらう。

抑も黴毒の感染は主として性交から推測し支那の黴毒は之等歐洲

一、職業紹介事業の趣旨
一、聯絡概要
一、職業紹介市町村聯絡要綱
一、市町村長經由就職者汽車汽船賃割引交付手續
一、求職票記載心得
一、最近に於ける勞務需給概況

東後琢三郎氏の講演あつて會議に入り終つて協議事項に對する内務省都市計畫課長の説明あり、協議事項中實現を要するもの、處理に就いては池田議長より東京、神奈川、京都、愛知、福岡、兵庫、大阪、富山各地方委員會出席者中より委員十五名を指定し之に協議事項の處理を委嘱した、更に次回協議會を富山市に於て開催することを決定した、博多商業街を視察し第二日を終了、第三日は北九州地方を視察散會した。

公設市場小賣價段調査表

Table with columns for commodity names (e.g., 白米内地, 麥(丸麥), 大豆) and their prices. Includes a note about the survey date being May 20th.

船員等に依つて廣東に輸入され之より漸次東北方に傳播し我國の黴毒は支那との交通に依つて傳へられ爲めに或は「唐瘡」等と名づけられたかとも推定されるのである。

併し之は一々確實なる文献があつて確證されたものではなく只斷片的事實に依つて推定されてをるに過ぎない。

然るに第十六世紀、乃至十八世紀の頃には世界的交通漸次開けたといつても尚ほ今日の如くはなかつた爲め交通不便の大陸地或は孤島等には尙ほ黴毒を見ない所もあつたが十九世紀より二十世紀にかけて急速なる交通の發達は全世界人類の居住する所必ず交通の便ありと迄になつた結果、人類居住の文野を問はず世界到處に黴毒は侵入し遂には現今の如く世界人類の居住する所必ず黴毒ありと迄に傳播せられたのであつて之れ全く文明進歩の悪い副産物の一つであるといふを得るのである。

扱て、現今の一般状態より推察して其の流行は舊來に比し決して衰へたりと見る證はないに拘らず一般公衆は此の黴毒をそれ程恐るべきものと思はざるの傾向あるは實になげかわしい事である、之れは黴毒は治療に依つて比較的容易に治癒するのみならず、結核等の如く直接生命に別狀少ない等と考へる爲ではないかと思はれるが之

は大いに過誤の甚だしきものである。黴毒に侵さるゝ者の多くは青壯年期の人間の活動期にあるもので若し其の治療をゆるかせるにせんと身は生涯其の害を蒙り或は廢人となり、不歸の客となる、かりに當人の苦痛は自業自得とするも他に對しては傳染を、子孫に對しては遺傳を、或は流産、早産をもたらす、一家の悲運は勿論國家の上より見れば働くべき一國民を失ふに止まらず、無益の費用を浪費し爲めに國家經濟上二重の損失を招來するものであつて、黴毒患者に依つて蒙る國家の損失は巨額に上る事と思ふとき冷汗三斗の思ひがするるのである。

元より斯の如き損失は獨り黴毒に限らず他の疾病に於いても大同小異ではあるが黴毒が他の疾病に比して著しく異なる所は黴毒は個人的の注意に依り殆んど絶對的に之を避け得らざるのみならず誤つて侵さるゝも完全なる治療を加ふれば比較的容易に治癒されるものであるから黴毒の爲めに國家及個人の蒙る損失は決して止むを得ざるものではないのである。

以上の如く黴毒は國民保健及び國家經濟に對して多大の損失を招來するものであるから各文明國に於いては可及的之が豫防撲滅に全力をあげつゝあるのである。

「盲人開眼診療實施」
七月二、三日の兩日

本年三月の本市社会課の調査によると市内の盲人は約五百名であるが岡山醫大教授醫學博士畑文平氏は社会事業協會の依頼により來廣、來る七月二、三日の兩日日本川、段原兩小學校に於て盲人の診療を行ふがその結果開眼の見込みがある。

に、又他人にと後日に残らざる様勉める事はやがて國利民福の増進に寄與する所以、又期せずして國民の義務の一端を果すとも云へよう。

此の意味に於いて非才をかへり見すこゝに筆を染めた譯である。(未完)

岡山醫大畑博士の

盲人開眼診療實施

七月二、三日の兩日

本川、段原小學校に於て

本年三月の本市社会課の調査によると市内の盲人は約五百名であるが岡山醫大教授醫學博士畑文平氏は社会事業協會の依頼により來廣、來る七月二、三日の兩日日本川、段原兩小學校に於て盲人の診療を行ふがその結果開眼の見込みがある。

廣島港出入船舶數並乗降客員數表 (昭和十年)

種別	出港	入港	乗客	降客
汽船小汽船(大)帆船	二、七四四	四、九一五	一、七七一	四、九一五
汽船小汽船(大)帆船	一、七六四	一、九七五	四、九一五	一、七七一
五月迄の	一四、九三二	二六、四三三	一四、七六六	二六、四三三
累計	一六、六七六	三三、三三三	二九、四八一	二八、一六六

上水道水質検査成績 (三月分)

探酌場所	水口河	沈澱池	濾過池	濾過井	淨水池	市內給水	千銀純	素麵(手製)	麵(食)	麵(茶)	茶(番茶)	鰹(土)	鰹(土)	鰹(土)	鰹(土)	鰹(土)	鰹(土)	鰹(土)	鰹(土)	鰹(土)	鰹(土)	鰹(土)	鰹(土)	鰹(土)
試験回数	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
試験項目	濁度	透明度	透明度	透明度	透明度	透明度	透明度	透明度	透明度	透明度	透明度	透明度	透明度	透明度	透明度	透明度	透明度	透明度	透明度	透明度	透明度	透明度	透明度	透明度
最高	二・二	七・五	七・五	七・五	七・五	七・五	七・五	七・五	七・五	七・五	七・五	七・五	七・五	七・五	七・五	七・五	七・五	七・五	七・五	七・五	七・五	七・五	七・五	七・五
最低	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇
平均	一・〇	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五

中央職業紹介所事業成績 (五月份)

職別	求人数		求職者数		就職者数	
	男	女	男	女	男	女
工業及鑛業	二〇三	二二	二一	二二	二一	二二
土木建築	一七	一七	一七	一七	一七	一七
商業	二二	二二	二二	二二	二二	二二
農林業	四	四	四	四	四	四
水産業	一	一	一	一	一	一
通信運輸	二	二	二	二	二	二
戸内使用人	九	九	九	九	九	九
計	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇

僱給生活者職業紹介成績 (五月份)

勤務先	求人数		求職者		就職	
	男	女	男	女	男	女
官公署	五	五	五	五	五	五
銀行	一	一	一	一	一	一
保險會社	一	一	一	一	一	一
商業會社	一	一	一	一	一	一
工業會社	一	一	一	一	一	一
鐵業會社	一	一	一	一	一	一
個人商店	四	四	四	四	四	四
個人工場	三	三	三	三	三	三
學校	一	一	一	一	一	一
新聞雜誌社	一	一	一	一	一	一
其他	一	一	一	一	一	一
計	一五	一五	一五	一五	一五	一五

公益質屋事業成績 (五月分)

別質屋 流動別/利用別	西	東	別質屋 流動別/利用別		西	東	別質屋 流動別/利用別		西	東
			貸付	貸付			貸付	貸付		
勞働者	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
俸給生活者	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
小工業者	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
小商業者	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
農業者	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
漁業者	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
其他	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
金額	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000

廣島市小學校兒童死亡調

自昭和九年四月一日(疾病別調査)四
至昭和十年三月三十一日

學年	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
一尋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
二尋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
三尋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
四尋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
五尋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
六尋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
高一	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
高二	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
計	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	28

診療所事業成績 (五月分)

區分	患		者		計	受診人員
	男	女	男	女		
內科	25	25	20	20	45	85
外科	63	63	96	96	159	233
小兒科	63	63	96	96	159	233
眼科	63	63	96	96	159	233
耳鼻咽喉口腔科	26	26	33	33	59	100
婦人科	11	11	31	31	42	44
泌尿科	4	4	5	5	9	15
皮膚科	36	36	46	46	82	150
花柳病科	24	24	24	24	48	100
身體檢查	21	21	21	21	42	100
合計	311	311	411	411	822	1,441

隣保館事業成績 (五月分)

事業別	日數		利用		計
	男	女	男	女	
託兒	2	2	2	2	4
圖書閱覽	3	3	3	3	6
兒童關係	9	9	9	9	18
講演講習	1	1	1	1	2
保健衛生	1	1	1	1	2
慰安娛樂	1	1	1	1	2
人事相談	3	3	3	3	6
其他	3	3	3	3	6
合計	26	26	26	26	52

移轉廣告!!

◎ 商業專修學校は今回

校舎改築に付其の竣工

迄本川小學校に於て授

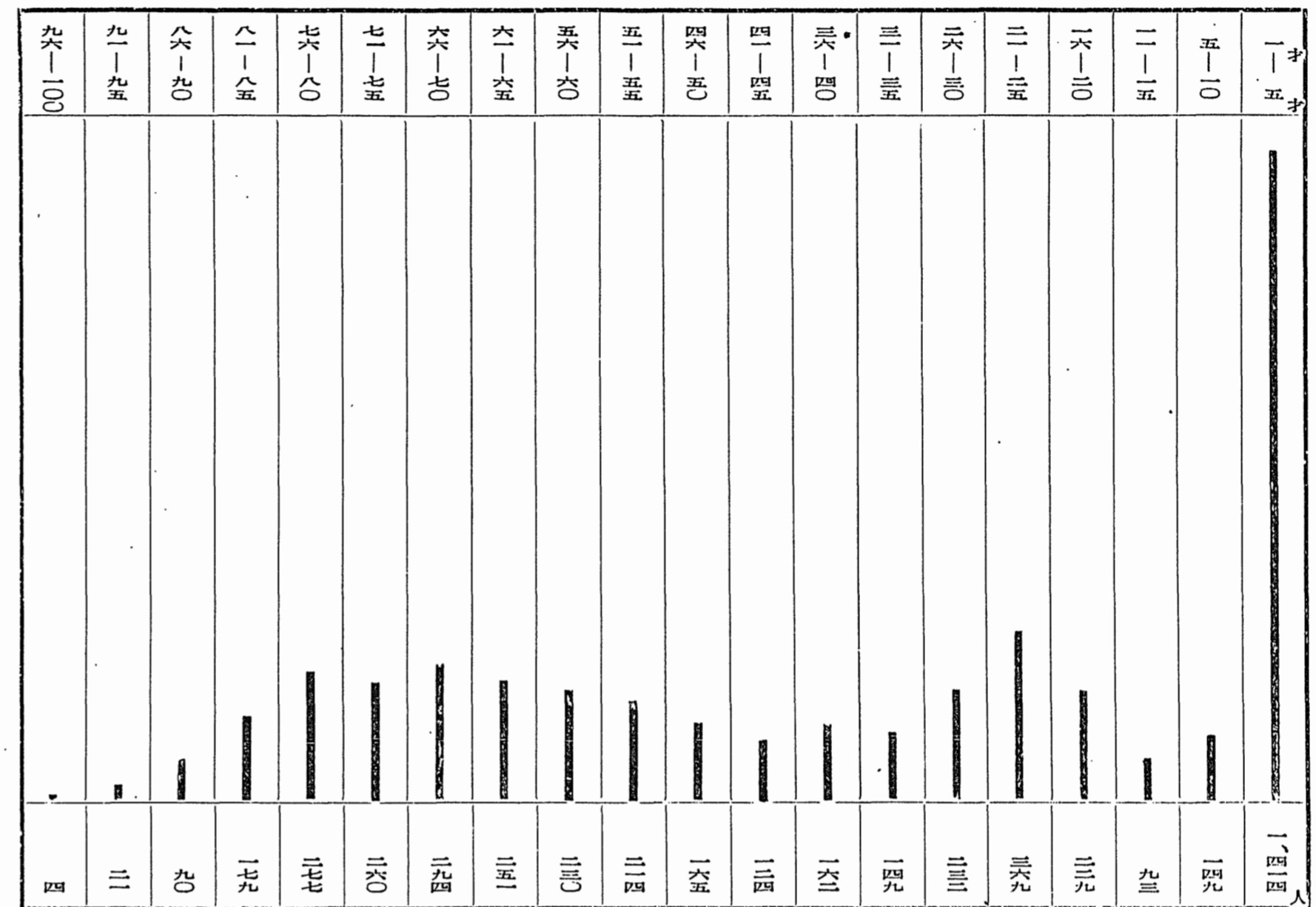
業致します

廣島市商業專修學校

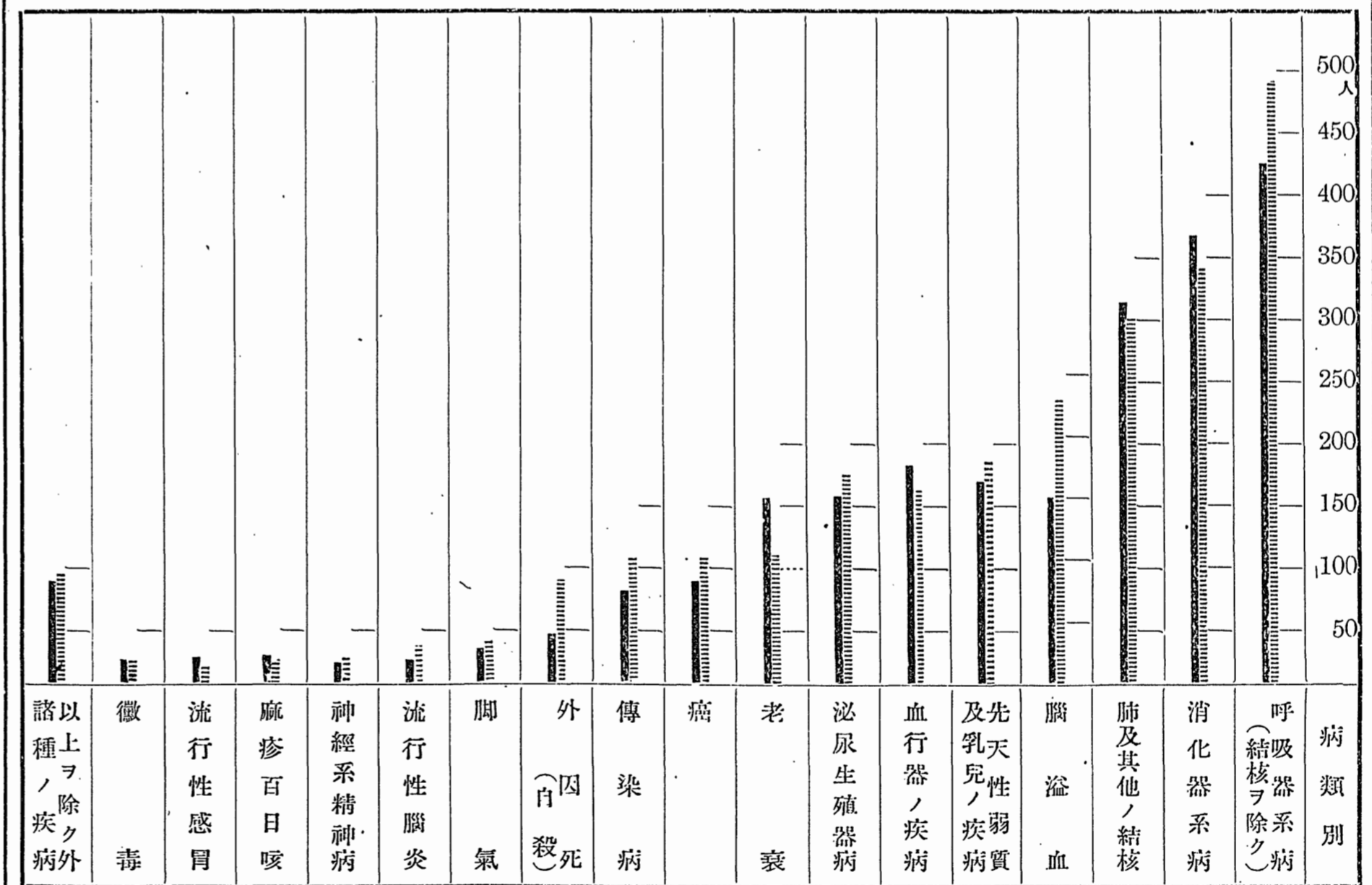
假校舎本川小學校内

(電話二〇二六番)

昭和九年死亡者年齢別比較表(死亡者内譯男2544人女2362人計4906人)



昭和九年死亡者病類別比較表(男—女)



◎七月納期の諸税は！

宅地租
 第三種所得税
 所得税附加税

第一期

二十八日限

◎八月納期の諸税は！

營業收益税
 資本利子税

第一期

二十八日限

營業收益税附加税
 都市計畫税營業收益税割

第一期

三十一日限

廣島市役所

廣島市報

號六十六第

國印日八月七年十和昭
行發日十月七年十和昭
錢銀金部一〇〇
錢拾七金部一〇〇

所校市島廣 所行發
人行發
所設活第見田增 式株 所刷印
社會 市島廣
地番一丁目七町手大市島廣
雄計田增 者刷印
地番一丁目七町手大市島廣

革治の町

觀音町 は古くは新藏新開と
いつたのであるが慶長十七年
に觀音堂を創建したので觀音
村と改稱し大正五年七月一日
から村を町と改めたのであ
る。

【目次】

- ◇ 學校衛生講演會……………一九九
- ◇ 告 示……………二〇〇
- ◇ 彙 報……………二〇五
- ◇ 公 告……………二〇七
- ◇ 選舉肅正講演會……………二〇七
- ◇ 市町村吏員表彰式並市町村長會議……………二〇七
- ◇ 本市防空演習實施……………二〇八
- ◇ 護謨工業講習會開催……………二一〇
- ◇ 盲人の救ひ……………二一〇
- ◇ 微毒に就いて……………二一一
- ◇ 新道路の竣工……………二一一
- ◇ 縣主催並除蟲菊検査打合會……………二一一
- ◇ 各種統計……………二二三

△縣下公私立小學校長青年學校長會△臺灣震災義捐金△白衣の勇士理髮慰問△夏期休暇中の兒童衛生△本市職業紹介所事業後援會理事評議員會



場々會演講生衛校學

各校別學校衛生
講演會開催
毎回非常な盛況を
極め好評を博す

本市教育課では父兄の小兒に對する衛生思想を普及せしめる爲め昨年十一月から各小學校別に學校衛生講演會を開催して居るのであるが講演會は午後七時開會、最初の一時間は學校衛生に關する講演をなし、後は豫め父兄から提出せしめて置いた質問事項に對し各専門醫(學校衛生醫會の役員)が各々懇切に説明するものであつて父兄は自分の質問に對し明確詳細な回答を得たのみでなく兒童の衛生に關する種々なる智識を得て非常に満足した體であつた。

因に開催濟のものは己斐、白島、觀音、三篠、中島、天満、大河、袋町、比治山、皆實の各校である。

【告示】

廣島市告示第五一號
大正十二年八月廣島縣令第四十九號
傳染預防法施行細則第二十四條
ニ依リ施行スヘキ清潔方法及其ノ
期日左ノ通定ム

- 一、清潔方法ハ左ノ各項ニ依リ施行スヘシ
(一) 家屋ハ掃除着手ノ始ニ建具ヲ開放シ空氣ヲ流通セシムルコト
(二) 常用衣類、寝具、疊其ノ他ノ敷物及濕氣ヲ帯ヒタル雜具ハ之ヲ屋外ニ取出シ良ク

- 施行月日
七月五日 元宇品町、宇品南部東組、同南部西組、同南部中組、似島町、草津本町、同東町、同南町、同濱町、庚午町
七月六日 宇品新開下組、宇品北部下組、仁保町金輪島、已斐町、宇品北部上組、同北部中組、宇品新開上組、福島町國道筋以南
七月七日 皆實町三丁目、翠町、福島町國道筋以北、南三篠町、古田町
七月九日 皆實町自一丁目至二丁目、中廣町、上天満町
七月十日 出沙町、旭町、東雲町、霞町西、天満町、天満町
七月十一日 仁保町大河、同丹那、同日宇那東觀音町、自一丁目至二丁目
七月十二日 仁保町本浦、同淵崎、西觀音町自一丁目至二丁目
七月十三日 仁保町向洋、同堀越、觀音本町、南觀音町
七月十四日 尾長町、横川町自一丁目至三丁目
七月十五日 東蟹屋町、大洲町、南蟹屋町、楠木町自一丁目至四丁目
七月十六日 荒神町、西蟹屋町、大芝町、新庄町、三篠本町自一丁目至四丁目
七月十七日 若草町、愛宕町、猿猴橋町、矢賀町、三瀧町、打越町

日光ニ曝スコト
(三) 床板ノ全部又ハ幾部ヲ取外シ床下ノ乾燥ヲ圖リ限ナク掃除シ濕氣アル箇所ニハ乾燥セル土砂ヲ撤布スルコト
(四) 良ク家屋内外ヲ掃除シ、就中、臺所流シ、浴室流シ、下水管、汚水鉢、便所等ハ特ニ清潔ニシ破損セル箇所ハ修理スルコト
(五) 飲用井戸ハ井戸側、井戸流シ、釣瓶ヲ掃除シ井底ヲ浚渫スルコト
(六) 塵芥汚泥等ハ箱若ハ俵等ニ入レ置キ路傍ニ運ヒ散逸セシメサルコト

- 山手町
大須賀町、松原町、二葉ノ里、平田屋町、東魚屋町、立町、研屋町、猿樂町、播磨屋町、草屋町、細工町、紙屋町、横町、基町、大手町自一丁目至二丁目、牛田町、中町、下中町、鐵砲屋町、袋町、新川場町、西魚屋町、小町
七月二十日 臺屋町、京橋町、比治山町、松川町、土手町、國泰寺町、雜魚場町、東千田町
七月二十二日 稻荷町、金屋町、的場町、千田町二丁目、同三丁目、南千田町
七月二十三日 比治山本町、桐木町、段原町、段原大畑町、比治山公園、千田町一丁目、大手町自八丁目至九丁目
七月二十四日 段原東浦町、段原新町、段原末廣町、大手町自三丁目至七丁目、尾道町、鹽屋町、鳥屋町
七月二十五日 段原中町、段原日出町、段原山崎町、南段原町、吉島本町、吉島町、吉島羽衣町
七月二十六日 白島中町、同西中町、同北町、西白島町、天神町、水主町
七月二十七日 白島九軒町、東白島町、白島東中町、中島本町、材木町、元柳町、木挽町、中島新町
七月三十日 鐵砲町、上流川町、轅町、上柳町、寺町、西引御堂町、十日市町、空鞆町
七月三十一日 石見屋町、山口町、橋本町、藥研堀、下柳町、彌生町、斜屋町、銀山町、東胡町、鷹匠町、左官町、鍛冶屋町、油屋町
八月一日 平塚町、廣瀬北町、同元町、横堀町
八月二日 鶴見町、昭和町、北極町、錦町、西九軒町、新市町、三川町、下流川町、東新天地、新天地、胡町、堀川町、八丁堀、榎町、西大工町、塚本町、西地方町、猫屋町、堺町自一丁目至四丁目
八月四日 田中町、富士見町、竹屋町、西新町、小舟區
八月五日 寶町、南竹屋町、平野町、河原町、舟入町
八月六日 舟入本町、舟入中町、舟入幸町
八月七日 江波町舟入川口町

各市
だより
體温計の出張検査
(神戸市)
神戸市商工課度量衡係では家庭の體温計の調査を六月二十日より七月二十五日の期間市内小學校に出張検査を行つてゐるが一般家庭に便宜を與へて居る。

中小商工業振興調査會
二十日第二回會議開催
近時益々喧し、叫ばれる様になつた中小商工業振興問題の解決を計る爲め東京市では四月二十日東京市訓令甲第三十四號を以つて東京市中小商工業振興調査會規程を設けたが今回會長尾助以下各方面の權威者を委員に選定しその第一回調査會を二十日午後四時から産業局會議室で開催した。

- (委員)
商工省商務局商務課長 大島 永明
同商務局工務課長 牧 猶雄
同臨時産業管理局事務官 楠 瀨常猪

廣島市長 横山金太郎
一、負擔區
第四負擔區 昭和町五二番地
先市道中心ヨリ同町官有七番地ノ七地先ニ至ル間ノ新設道路ノ周圍
第五負擔區 皆實町一丁目官有一五二番地及比治山本町官有二番地ノ一地先水面ヨリ同地先縣道ニ至ル間ノ新設道路ノ周圍

廣島市長 横山金太郎
一、負擔區
第九負擔區 皆實町一丁目一、八八〇番地ノ五ヨリ比治山本町一、三二八番地先ニ至ル擴築道路ノ周圍
二、地帶
前項ノ負擔區ヲ擴築道路ノ境界線ヨリ順次左ノ方法ニ依リ三箇ノ地帶ニ分ツ

同貿易局貿易課長 宮島 信夫
大藏省預金部運用課長 中 村 重喜
同銀行局特別銀行課長 原 口 武夫
同主稅局關稅課長 谷 口 恒二
東京府經濟部長 佐々木 芳遠
同經濟部商工課長 霜 島 潜

廣島市長 横山金太郎
一、負擔區
第一負擔區 皆實町一丁目官有一五二番地及比治山本町官有二番地ノ一地先水面ヨリ同地先縣道ニ至ル間ノ新設道路ノ周圍
二、地帶
前項ノ負擔區ヲ新設道路ノ境界線ヨリ順次左ノ方法ニ依リ三箇ノ地帶ニ分ツ

廣島市長 横山金太郎
一、負擔區
第一負擔區 皆實町一丁目一、八八〇番地ノ五ヨリ比治山本町一、三二八番地先ニ至ル擴築道路ノ周圍
二、地帶
前項ノ負擔區ヲ擴築道路ノ境界線ヨリ順次左ノ方法ニ依リ三箇ノ地帶ニ分ツ

東京商工會議所理事 經 藤 木村 増太郎
日本興業銀行中小工業課長 加 藤 倉 持 長 吉
東京帝國大學教授 中 西 寅 雄
東京商科大学助教授 増 地 庸 治 郎
慶應義塾大學教授 經 藤 向 井 鹿 松
早稻田大學教授 商 博 小 林 行 昌
日本大學教授 井 上 貞 藏
高橋經濟研究所長 高 橋 龜 吉
日本産業能率研究所長 上 野 陽 一
日本能率聯合會理事 波 多 野 貞 夫
東洋經濟新報社主幹 石 橋 湛 山
中外商業新報編輯局長 小 汀 利 得

廣島市告示第五三號
昭和五年八月十一日內務省令第二十六號廣島都市計畫事業道路新設擴築受益者負擔ニ關スル件第四條

廣島市告示第五二號
昭和五年八月十一日內務省令第二十六號廣島都市計畫事業道路新設擴築受益者負擔ニ關スル件第四條

廣島市長 横山金太郎
一、負擔區
第一負擔區 皆實町一丁目一、八八〇番地ノ五ヨリ比治山本町一、三二八番地先ニ至ル擴築道路ノ周圍
二、地帶
前項ノ負擔區ヲ擴築道路ノ境界線ヨリ順次左ノ方法ニ依リ三箇ノ地帶ニ分ツ

Table with 2 columns: 調査事項 (Investigation Item) and 調査年月 (Investigation Year/Month). Lists various agricultural and industrial surveys across different districts.

Table with 2 columns: 調査事項 (Investigation Item) and 調査年月 (Investigation Year/Month). Continuation of survey listings for various districts.

東京商工會議所常議員 森濱三郎 東京市新用組合事業協理 細田安兵衛 東京市産業常設委員長 早川庄太郎 同産業局長 荒木孟

Table with 2 columns: 調査事項 (Investigation Item) and 調査年月 (Investigation Year/Month). Lists various agricultural and industrial surveys across different districts.

Table with 2 columns: 調査事項 (Investigation Item) and 調査年月 (Investigation Year/Month). Continuation of survey listings for various districts.

東京市本郷區役所吏員から組織されて居る新和會では從來吏員修養の爲め種々の企てを講じて来たが今回更に書道の研究を爲すこととなり井上區長の斡旋によつて恭東書道院山口蘭溪氏を講師として依嘱し毎週金曜日退廳後熱心に講習を受けて居る。

Table with multiple columns listing various goods (e.g., 製皮革, 植樹油, 皮草, 麥類, etc.) and their respective statistics or prices. Includes a section for '福岡に待望の大公會堂' (Public Hall Anticipated in Fukuoka).

達乙第五號 廣島市統計調査員處務規程左ノ通定ム 昭和十年六月二十六日 廣島市長 横山金太郎 廣島市統計調査員處務規程...

達乙第六號 廣島市統計事務取扱規程左ノ通定 昭和十年六月二十六日 廣島市長 横山金太郎 廣島市統計事務取扱規程...

Table listing officials and their positions, including '町正副總代就任認可' (Approval of Town Executive Officers) and '衛生正副組長認任' (Approval of Sanitation Executive Officers).

注意事項 教員勤務に關する件 教員の容儀に關する件 日本標準規格に依る雜記帳簿學習帳の採用に關する件...



縣主催選挙正講演會は六月三二で開催されたが市役所より市吏員十日午後七時から袋町小學校講堂は勿論小學校教員、町役員、方面委員其の他各種團體幹部に通知して置いたこと、非常な豪雨に拘らず來會者數百名に達し近來稀れに見る盛況であつた。

選挙肅正講演會開催

聴衆數百に達し盛況を極む

Table listing names and positions of participants in the election, including names like 角田元次郎, 古川朝五郎, etc.

【公告】

左記物件拾得ノ者届出有之候就テハ心當リノ者ハ當所社會課ニ申出ツヘシ

「新日本建設」選挙肅正 中央聯盟囑託 鈴木 誠治 「立憲政治更生」の提燈 協理 増田作太郎

Large table listing names and positions of participants in the election, including names like 深山勝之助, 菅 吾郎, etc.

昭和十年六月二十五日 廣島市役所 一、婦人用ハンドバック (現金參圓參拾貳錢在中) 左記物件拾得ノ者届出有之候就テハ心當リノ者ハ當所社會課ニ申出ツヘシ

昭和十年六月二十六日 廣島市役所 一、傳馬船 一艘

勤續市町村吏員表彰式並 縣下市町村長會議 六月二十八日縣立第二中學校 於て開催

昭和十年六月二十八日 廣島市役所 一、傳馬船 一艘

Table showing results of a sports event, including names like 女天満, 男本川, etc.

白衣の勇士の理髮 本市袋町青年訓練所では廣島理容青年訓練後援會長島本秀吉氏理容學校長福岡文次郎氏以下役員十三名、理容青訓生徒七十六名は七月五、定休日を利用して廣島衛成病院を訪問、勇士の理髮をなして慰問した。

Table listing names and positions of participants in the election, including names like 比治山町, 比治山町, etc.

臺灣震災義捐金 東觀音町二丁目總代 山本幾三郎 小町總代 増田 乙吉 袋町總代 澤 發一 舟入川町南組總代 藤重 彦一 舟入川町北組總代 石原 光一 西平塚町總代 安田 壽夫 庚午町總代 齊藤 彦一 金貳圓六拾參錢 已斐上町區總代 土井 卯一 三條本町二丁目總代 谷川龜太郎 大須賀町總代 奥本 鐵漢 國泰寺町眞孤組總代 若狹 久吉 若草町總代 山高印太郎 富士見町本通總代 門田幾次郎 金貳圓也 合計 貳千壹百貳拾八圓六拾七錢也

本市

防空大演習實施(承前)

七月二十一日は豫行演習、七月二十八日は本演習

八、避難所班

避難所班は避難所及補助避難所の設備、管理並防毒室の設備等の指導に従事するものである

防毒班は防毒被服及防毒面を装着し現場に至り検知具を以て先

づ瓦斯の種類を検知して之に應ずる消毒手段を講ずるものであつて

Table with columns: 分類, 代表的毒瓦斯, 作用時ノ形態, 簡易検査法, 毒作用, 治療, 應急手當, 備考. Lists various chemical agents and their effects.

十、救護班

救護班は救護係、收容係、治療係の三つに分れて居るが救護係は

十一、工作班

工作班は偽裝遮蔽の設備計畫に基く作業の援助若くは補修作業、避難所、救護所、配給所等の建設

十二、配給班

配給班は配給及其の管理事務に従事し警報の際又は繁忙でない時

燈火管制實施要領

Table with columns: 燈火ノ種類, 管制方法, 管制實施上ノ注意. Lists types of lights and their control methods.

船舶燈火管制ノ實施要領

Table with columns: 燈火ノ種類, 管制方法, 摘要. Lists types of lights for ships and their control methods.

夏期休暇中の兒童衛生

夏は一年中で身體の抵抗力を養成すべき絶好の季節であります。此の機会を逸せず海に山に

ぎ易くすることにもなりま。2 主食は白米を食して七分搗米又は胚芽米に改良する事

1 蒸し暑い時、又は甚しく疲勞した場合には特に寝冷をせぬ様注意する事、同じ気温でも湿度の高い時程暑さは一層強く感ずるものです

鐵道軌道關係車輛燈、交通燈、管制ノ實施要領

Table with 4 columns: 燈火ノ種類, 管制, 非常管制, 摘要. Rows include 前照燈尾燈及之, 信號燈, 手信號燈, 交通燈, 投光器, 乘降場及積卸場燈, 消燈, 消燈, 消燈.

護謨工業講習會開催

六月二十四日より

産業奨勵館に於て

本市のゴム工業は全國第七位で本市産業中最も有望なるもの...

盲人の救ひ!

開眼診療を本川

段原兩校で實施

暗黒の世界より光明の世界に氣毒な盲人達を救ふが爲めに廣島縣...



この診療に一縷の望を... 其の悲喜交々至るの場面には轉々感慨無量なるものがあつた...

本市職業紹介所事業

六月二十一日「饒津やまがた」に於て...

本市職業紹介所事業後援會理事評議員會開催...

因に本年度豫算は歳入歳出共合計六百五十二圓であるが本年...

縣市教育會後援

山陽書學院主催書道講習會八月一日から四日間縣女に於て開催...

微毒に就いて

(承前)

遠山霞

二、微毒の病原體並に一般經過

微毒の病原體は「スピロヘータ・パリダ」と稱する一種の螺旋狀を呈する、極めて繊細なものである...

微毒を其の經過に従ひ「第一期」「第二期」及び「第三期」に大別し、久しく此の區分法は一般に認められてをるが近來更に、昔から「變性微毒」と稱されたものをも...

之は微毒の傳染直後より第九病週間迄を云ふのであつて此の間には所謂「初期硬結」又は「硬性下疳」等を生じ全身の淋巴腺等が腫脹して來る、微毒病原體の「スピロヘータ・パリダ」が皮膚或は粘膜を通じて人體内に侵入する...

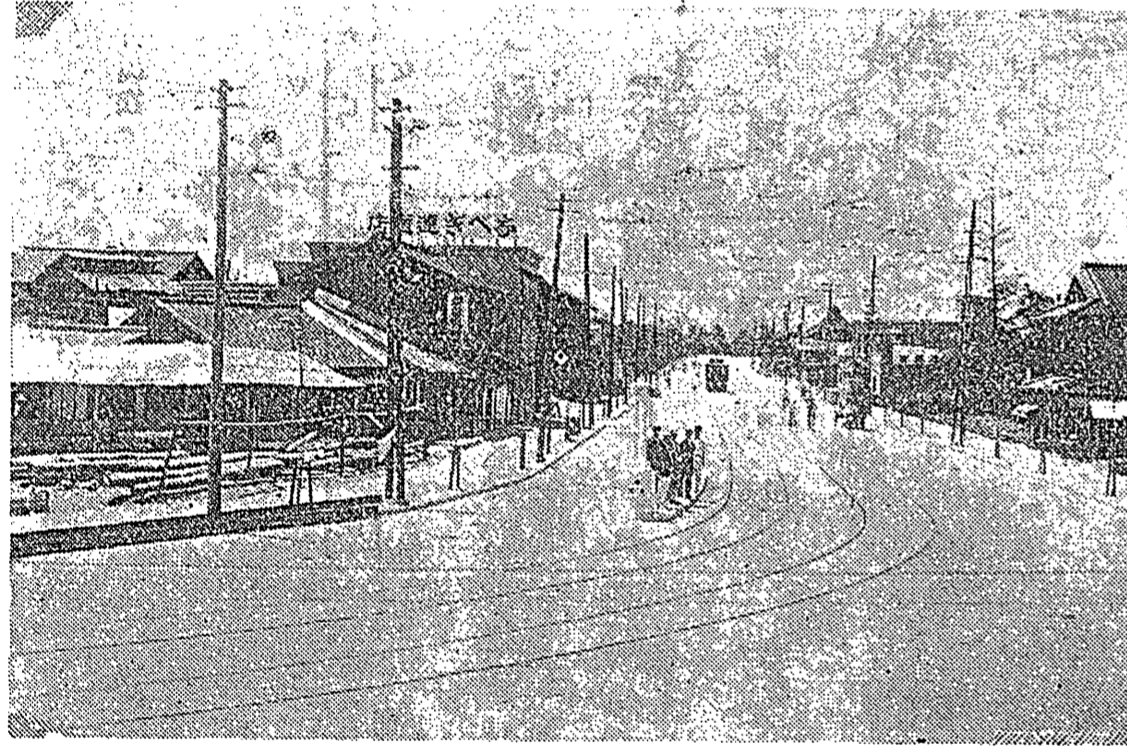
新道路竣工

すつかり面目を一新した

横川驛附近

により陰血清第一期症、陽血清第一期症を區別するのである、微毒此の陰血清第一期である。(續)

廣瀬北町から横川町三丁目に至る間の新道路は本年三月末日竣工、横川驛附近は舗裝道路ともなりその面目を一新したがこれから夏にかけて散歩道としてさぞ市民によろこばれることであらう。



因に右路線は延長五百五十五・四米で内街路は四百九十五・四米、橋梁六十米であるが、道路の幅員は二十二米で、内車道は十五・五米(内軌道中央二・八米單線)、歩道は各側三・二五米、橋梁は幅員二十米、内車道は十五・五米(内軌道五・三米、複線)歩道は各側二・二五米で昭和八年十二月十八日着工し總事業費三十三萬九千九百九圓三十八錢を要したものである。

縣主催麥並除蟲菊検査打合せ

六月二十六、七日

吳市で開催

縣主催廣島、吳兩市並安佐、佐伯、安藝、賀茂の四郡の農産物検査員の麥並除蟲菊検査打合會は六月二十六、七日午前八時から吳市公會堂で開催されたが出席者約百四十名で第一日は麥に就いて第二日除蟲菊に就いて吉光縣農林技師から夫々指示事項の説明あり終つて協議に入り種々打合をなした。



傳染病患者數月報 (六月三十日現在)

病名	現患者數		本年發		以來ノ累計		種別	現在患者ノ所在	
	男	女	男	女	男	女			
赤痢	四	三	七	三	〇	二	九	三	院
疫痢	—	—	五	二	七	—	一	五	院
腸チフス	二	三	一	五	三	八	七	六	院
チブス	—	—	七	一	八	七	一	八	院
デリヤフ	二	—	七	九	六	三	九	二	院
猩紅熱	—	—	五	二	六	七	二	八	院
流行性腦脊髄膜炎	—	—	二	二	四	—	—	—	院
痘瘡	—	—	—	—	—	—	—	—	院
コレラ	—	—	—	—	—	—	—	—	院
計	一	六	一	六	三	一	四	二	三

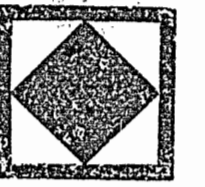
種別	現在患者ノ所在		合計
	院	院	
赤痢	三	—	三
疫痢	—	—	—
腸チフス	—	—	—
チブス	—	—	—
デリヤフ	—	—	—
猩紅熱	—	—	—
流行性腦脊髄膜炎	—	—	—
痘瘡	—	—	—
コレラ	—	—	—
計	三	—	三

●租税滞納者ニ關スル府縣制市制
町村制ノ改正ノ要點!!

- 一 府縣制ノ改正
租税滞納處分中ハ被選舉權ヲ有セス
- 一 市制中ノ改正
市公民租税滞納處分中ハ市ノ名譽職ニ就クコトヲ得ス
- 一 町村制中ノ改正
町村公民租税滞納處分中ハ町村ノ名譽職ニ就クコトヲ得ス

公民權及議員選舉ニ關スル規定ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行シ他ハ本年七月十五日ヨリ施行セラル、コトニ府縣制施行令市制町村制施行令ト同時ニ勅令ヲ以テ七月三日公布セラレタ

電話 〇一五三
 電話 〇三五三
 番 (部子女) (部子男)



事務員
 店員
 女中
 家政婦
 職工
 給仕
 掃除夫
 運搬夫
 ビラ配り
 其他一切

廣島市中央職業紹介所
 廣島市労働紹介所

求人の方には共に御利用下さい
 紹介無料・手續簡單

千田町三丁目高工前
 瓦電鐵前下車

廣島市報

號七十六第

創刊日五十二月七年十和昭
行發日五十二月七年十和昭
錢券金部一價定
錢拾七金年一

所役市島廣 所行發
人行發
所販話第見田增株式株 所刷印
社會
地番一日丁七町手大市島廣
雄計田地者原印
地番一日丁七町手大市島廣

革沿の町

東新開 は寛文三年西新開(皆
實町の古名)と同時に開かれ東
新開とのみ稱して居たものを大
正五年七月一日から東新開町と
改めたものである。

無料理髮奉仕

廣島西理髮師會内理髮助成會々
員藤川、玖村、柴田、川西、岩井
沖野氏以下二十四名は、五日午前
八時より同十二時まで福島町一政
協會々堂に於いて、天満橋方面及
び三篠方面(一部)区内のカード階
級者に、無料理髮の奉仕をしたが
當日そほ降る小雨を循いて、方面
委員より手渡された無料理髮券を
持参し來た者は百十八名の多數に
及んだ。

長くのびた髪が次から／＼と刈
り取られ、すが／＼しく散髪され
てゆく十二時までに百八十人の頭
を刈り了へるのはなかく／＼である
散髪のすんだものはさつぱりとし
た頭をなでて何れもベコリと頭を
さげて感謝の瞳をかがやかして歸
つてゆく又夏のすがしい風景であ
る

因みに今後毎月理髮組合の公休日
たる五日引續き行ふ由。

(寫眞はその實況)

【目次】

- ◇無料理髮奉仕……………三二五
- ◇告 示……………三二六
- ◇彙 報……………三二七
- ◇公 告……………三二七
- ◇縣會議員選舉に就て……………三二八
- ◇高小兒童の職業實習……………三三〇
- ◇二十一日防空豫行演習實施……………三三一
- ◇新聞經濟記事の學習……………三三三
- ◇見本市を通じて山東貿易の梗概を述べ……………三三四
- ◇本年度徴兵検査終了……………三三四
- ◇市制改正の要領に就いて……………三三四
- ◇滿洲國の飛躍……………三三六
- ◇各種統計……………三三七
- △商店街の軒を削る△海岸にモダン道路
- △自然美の山上公園△全國市長會實行委
- 員會△オリンピック東京招致に關議の決
- 定を促す△公設市場値段表



況實の仕奉髮理料無

【告示】

廣島市告示甲第五四號

大正二年七月告示甲第四三號廣島市灌漑所使用規則中左ノ通改正ス

第一條 耕地灌漑ノ爲左ノ灌漑所ヲ設置シ關係地主又ハ耕作者ノ使用ヲ許可ス

- 第一號灌漑所 所在地 比治山本町
第二號灌漑所 段原大畑町
第三號灌漑所 同 猿橋町
第四號灌漑所 同 荒神町
第五號灌漑所 同 空鞘町
第六號灌漑所 同 河原町
第七號灌漑所 同 吉島羽衣町

廣島市告示甲第五六號

昭和九年四月二十三日廣島市告示甲第四八號第四項中負擔額ノ總工費ノ四分ノ一ヲ「總工費ノ八分ノ一」ニ變更ス

昭和十年七月十八日 廣島市長 横山金太郎

達甲第一五號

明治四十一年六月達甲第九號入札人タルコトヲ得サル者ノ取扱方中左ノ通改正ス

昭和十年七月十日 廣島市長 横山金太郎

路工事執行令第六條第一項第六號ニ改ム

達甲第一六號

昭和二年六月達甲第六號本廳舎以外ノ建物ニシテ見積價格三十圓以下ノ修繕ニ關スル件申出ハ通改正ス

昭和十年七月十日 廣島市長 横山金太郎

「土木工事入札規則」ヲ「廣島市土木工事執行規則」ニ「土木課」ヲ「土木部營繕課」又ハ「土木部土木課」ニ改ム

達甲第一七號

明治四十一年六月達甲第十號入札保證人規程申出ハ通改正ス

昭和十年七月十日 廣島市長 横山金太郎

「及土木工事入札規則第十八條」ヲ削ル

達乙第七號 保健課

保健課係人勤務規程左ノ通定ム

昭和十年七月一日 廣島市長 横山金太郎

保健課係人勤務規程

第一條 係人ハ總テ係員ノ指揮ニ從ヒ懇切丁寧ヲ旨トシ各其ノ勤務ニ勉勵スヘシ

第二條 勤務時間ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ時宜ニ依リ時間外勤務ヲ命スルコトアルヘシ

自三月一日至五月三十一日 自午前七時至午後五時

自六月一日至九月十日 自午前六時至午後五時

各市 だより

五ヶ年百卅萬圓 六線完成 (高知市)

高知市では懸案の都市計畫事業を断行することとなり今回決定した二十六線の中左記六線を...

大演習を前に道路網の擴張 (都城市)

光榮の大本營地都城市では大本營に當てさせられる縣立都城中學校を中心に市街地道路の外廓線たる千間通、藏原通、中原通、願藏寺通各幹線の開鑿並擴張工事を進行、同時にこれら幹線を支線を整備をなし、いづれも十月一杯に完成させ、市道路網を充實し、面目を一新して晴れの演習を迎へることに決定、且下市土木課ではその準備を急いで居る。

徳山町近く市制を施行 (徳山町)

周東地方のトップを切つて市制を施行する徳山町の市制施行認可申請書は六月六日午後正式に縣地方課に提出、同課では直に審議を開始したが、二三不備を發見したので徳山町當局の出縣をもとめた上これを修正し、副申請書を決して近く内務省に進達するとの由

景勝の鎌倉を理想的觀光都市に (神奈川縣)

内務省では景勝と史蹟の舊都鎌倉を日本代表の國際觀光都市に築き上げるため樹範的都市計畫施設をめぐらすことに決定、過般鎌倉都市計畫區域決定に關し鎌倉町及び關係隣接町村に諮問を發した所各町村から内務省原案に異議ない旨答申あつたの後鎌倉内相は六月十二日都市計畫神奈川地方委員會に對し鎌倉町、大船町、本郷村、深澤村、腰越町、月瀬町、村岡村の七箇町村を鎌倉都市區域と決定する旨正式諮問した、縣では近く委員會を招集正式決定の手續をとることである

御堂筋一帯の建物低さを制限 (大阪府)

大阪府南北の兩支關梅田、難波兩驛前並にこの兩入口を直線コースに結ぶ御堂筋一帯は驛前路の完成などによりいよいよ大

Table with 2 columns: 水害復舊費, 水害復舊工費

昭和十年七月四日

達乙第九號

天満川底用水樋管應急改修工費支出ノ爲本年度歳入出豫算歳出臨時部第二十七款灌漑所費第一項灌漑所費第一目管費ノ附記中ニ「天満川底用水樋管應急改修工費」ノ附記ヲ設ケ豫備費補充ノ上處理スヘシ

昭和十年七月十三日 廣島市長 横山金太郎

豫備費補充金額 千圓

【彙報】

町正副總代就任認可 (自七月一日至七月十五日)

- 宇品町南部 總代 江口徳太郎
西段原町 副總代 宮本丈太郎
南段原町 同 小谷熊太郎
西九軒町 同 松浦 佐一
南觀音町二丁目組 總代 土井七兵衛
段原日出町 副總代 梶間 峰吉
猫屋町 副總代 田邊 秀吉
同 副總代 郷田 金太
同 副總代 中村喜一郎
同 總代 岡田 隆藏
同 總代 藤田儀三郎
同 副總代 藤井 彌六
上流川下組 副總代 藤井 彌六

【公告】

廣島市長 横山金太郎

左記物件拾得ノ旨届出有之候就テハ心當リノ者ハ當所社會課ニ申出ツヘシ

昭和十年七月五日 廣島市役所

一、杉丸太 一本

一、川舟 一艘

左記物件拾得ノ旨届出有之候就テハ心當リノ者ハ當所社會課ニ申出ツヘシ

昭和十年七月五日 廣島市役所

一、樅 一本

一、小舟 一艘

左記物件拾得ノ旨届出有之候就テハ心當リノ者ハ當所社會課ニ申出ツヘシ

昭和十年七月五日 廣島市役所

一、樅 一本

一、小舟 一艘

左記物件拾得ノ旨届出有之候就テハ心當リノ者ハ當所社會課ニ申出ツヘシ

昭和十年七月五日 廣島市役所

一、樅 一本

一、小舟 一艘

Table with 4 columns: 科目, 項目, 種目, 豫算額, 附記

達乙第八號

水害復舊ニ要スル經費支出ノ爲本年度歳入出豫算歳出臨時部ニ左ノ科目ヲ設ケ豫備費補充ノ上之ヲ處理スヘシ

昭和十年七月六日

一、樅丸太、松丸太、櫻丸太、杉丸太、松角材 各一本

一、櫻角材 一本

一、杉丸太 一本

一、松丸太 一本

一、松角材 各一本

一、杉丸太 一本

一、松丸太 一本

一、松角材 各一本

一、杉丸太 一本

一、松丸太 一本

一、松角材 各一本

一、杉丸太 一本

一、松丸太 一本

一、松角材 各一本

一、杉丸太 一本

一、松丸太 一本

一、松角材 各一本

一、杉丸太 一本

一、松丸太 一本

一、松角材 各一本

一、杉丸太 一本

一、松丸太 一本

一、松角材 各一本

一、杉丸太 一本

一、松丸太 一本

一、松角材 各一本

一、杉丸太 一本

一、松丸太 一本

一、松角材 各一本

左記物件拾得ノ旨届出有之候就テハ心當リノ者ハ賀茂郡廣村役場ニ届出ツヘシ

昭和十年七月十五日
廣島市役所

一、ポルト 一隻

左記物件拾得ノ旨届出有之候就テハ心當リノ者ハ當所社會課ニ申出ツヘシ

昭和十年七月十六日
廣島市役所

一、日本樽 一本

縣會議員選舉について

◆今秋の選舉より不在投票制を採用◆

今秋は九月二十一日鳥取縣を最初として十月十四日迄の間に二府三十七縣にわたり府縣會議員の總改選が行はれ我が廣島縣に於いては九月二十五日に總選舉を執行される筈である。去る第六十七回帝國議會で可決された府縣制や市制町村制の改正法律が七月三日付の官報で公布されこれに關聯して勅令省令等も同日改正公布を見たがその爲め縣會議員の選舉に關して一部従來と異なる點があり旁々此の機會に改正された要點を併せて縣會議員選舉の一環を略述すれば左の如くである。

◆選舉區と議員の定數

縣會議員の選舉區は大體郡市の區域に依るのを原則とするが今回の改正でその區域内の人口が著しく少く一定の數に満たない場合は隣接の郡市とを併せて一選舉區を設けることも出来ることになつた。

議員の定數は人口七十萬未満の縣は三十人を定員とし七十萬以上百萬未満は五萬を増す毎に一人を加へ百萬以上は七萬を増す毎に一人を加へるのである。現在本縣の議員定數は四十五人である。現在本縣の配當數は廣島市七人、吳市四人、安藝、佐伯、賀茂、豊田、御調の各郡が各三人、安佐、高田、沼隈、蘆品、雙三、比婆の各郡が各二人その他の郡市は各一人宛となつてゐる。

◆議員の任期と選舉期日

議員の任期は四年で總選舉の日から起算する。

選舉期日はその二十日前迄に知事から選舉區、投票時間、選舉すべき議員數と共に告示される。天

◆選舉人名簿

縣會議員の選舉には市町村會議員の選舉人名簿を使用するが選舉人名簿は毎年九月十五日の現在でその日迄引續き二年以上その市町村に住所を有する有資格者を調査して調製し十一月五日から十五日間市役所や町村役場等で縦覧に供しその間誤りや登録漏れがある時は異議の申立てを受けて正當に修正し十二月二十五日を以て確定する。その名簿を翌年の十二月二十四日迄据置いてその間に行はれる縣市町村會議員の選舉に使用するものである。だから今秋の選舉は昨年九月十五日現在の名簿を使用する譯である。

◆不在者投票

茲に特筆すべきは今回の地方制度の改正に依つて將來は選舉人名簿に登録すべき年齢が九月十五日現在に依らず名簿の確定日即ち十二月二十五日現在に依ることとなり而もその改正規定が今秋の縣會議員總選舉から適用されることになつたのである。

併し前述の昨年調製の選舉人名簿のみでは改正年齢者が名簿に登録されて居らぬ故よつて臨時に特別の名簿を作成すべく内務省令が發せられた。

この内務省令に基く名簿は縣知事の指定に従ひ來る八月十五日から同二十四日迄十日間縦覧に供し九月一日に確定する。

この名簿登録範圍は昨年九月十六日以後十二月二十五日迄に満二十五歳に達する公民に限りその他は登録し得ない、關係者は一應この名簿を縦覧し若し誤載や脱

廣島市役所

一、杉丸太 一本
一、松角物 一本

災害變等の爲め投票が出来ない場合はその投票の出来ない選舉區又は投票區について更に投票を行ふべき日時を定め期日前七日迄に告示がある。

◆選舉權と被選舉權

縣内の市町村公民は縣會議員の選舉權と被選舉權を有つてゐる。公民とは帝國國民たる年齢二十五歳以上の男子で二年以上その市町村に居住してゐる者といふ。但しその如き缺格條項がありこれ等の人は選舉權も被選舉權も有しない。

◆不在者投票

四年以下の公民權停止處分を受けた者
三、(イ)現役の陸海軍人や、(ロ)戰時事變又は警備等の爲め召集中の者、(ハ)兵籍に編入せられた學生生徒及び志願に依つて國民軍に編入せられた者、此の中警備等の爲に召集された者は今度新に加へられた缺格者である。

四、選舉犯罪に依つて(イ)罰金刑に處せられその裁判確定後五年間を経過せぬ者、(ロ)禁錮以上の刑に處せられその執行中及びその後五年間を経過せぬ者
但し裁判に於いて選舉權を停止せずといふ言渡を受けた者はこの限りでない、又罪に依つて五年間の缺格期間を短縮されたり若しくは十年間の言渡のある場合もあるから夫々の言渡された間缺格である、從來は最長五年間選、被選舉權を有せずとせられてきたが、昨年衆議院議選舉法が改正され其の準用に依つて將來は十年間缺格の言渡があることになつたのである。

次に在職の檢察、警察官吏及び收稅官吏は選舉權はあるが被選舉權がない、又その選舉事務に關係する官吏や吏員はその關係區域内と同じく被選舉權を有しない、縣の官吏及び有給の吏員その他の職員で在職中の者はその縣の議員を兼ねることを得ず、又衆議院議員は縣會議員を兼ねることが出来ぬから當選したらどちらかを辭せねばならぬ、今度の改正で租稅の滞納處分中の者は被選舉權がないことになつた。

◆商店街の軒を削る

(宇都宮市)

宇都宮市土木課では道路管理の立場から警察署では交通事故防止の立場から、道路法に違反し、側溝、側溝のない所では民

有地との境界線から突出した軒端は道路法によつて假藉なく注告を與へてから一週間の期間内に切斷を命じて居る。

この道路取締に關する法令は大正九年内務省訓令によつて施行されたもので縣は交通事故頻發に鑑み斷乎取締を開始したものである。

軒端が切斷されるので街道に珍風景が續出し大工さんと左官屋さんとブリキ屋さんとペンキ屋さんが大繁盛で夜間作業をする有様である。この道路法の實施によつて商店街の重要役割をなす日除、廣告旗、廣告柱、立看板の突出をそれ／＼取縮されることとなり軒下に傾紐をかける警官と土木課員が出張して測定すると同時にどし／＼警告を與へるので街の美觀は減茶苦茶にされると商店街では三島縣令以來初めてだと恨み宇都宮商會會議所等が中心となり日除は道路上高さ八尺とし側溝上又は路端上二尺以内には商店に並べられた品物をくさしてしまふと緩和策に度々乗出したが、いづれも駄目、どいものになると市街地建築物法によつて許可され建築されたばかりの家も軒端を切斷されるので苦情を持込むと書類認定では側溝より軒端が突出するか否かは判らぬといふものも切斷せねばならぬといふ縣の回答で宇都宮市の商店街は側溝と民有地の境界線から直角に家屋が揃はし街を歩く、と長方形の空が展げられてゐる。

◆投票

選舉はいふ迄もなく投票に依つて行はれる、市町村長は投票管理となつて投票に關する事務を擔任する。必要ある時は市町村の區域を分けて數投票區を設けその投票區の投票管理は市町村長から指定する。投票區毎に投票管理者が投票の場所を定めて選舉期日の五日以前迄に告示するから選舉人は選舉の日その屬する投票所へ行つて投票するのである。

投票については選舉人の心得で置必要のあるのは次の諸點である。

(イ)投票は一人一票に限る。

(ロ)選舉人は投票時間内に自ら投票所に到り選舉人名簿の對照を経て投票せねばならぬ、(ハ)規定の投票用紙に自筆で議員候補者一名の氏名を書いて投票函に投入する。

(ニ)投票用紙に自分の氏名を書いてはならぬ、(ホ)自分の議員候補者の氏名を書き得ない者は投票が出来ぬ、(ヘ)投票は片假名、平假名やローマ字で書いても有効である、(ト)盲人に限り一定の點字で

◆不在者投票

前述の如く選舉人は選舉の當日所屬の投票所へ出頭して投票するのを本則とするが、一定の事由に依り選舉當日投票時間内にその投票所に行つて投票することの出来ぬことを證する者には不在者投票の便法がある。

從來衆議院議員選舉についてはこの所謂不在者投票の制度があつたが縣會議員選舉では今度が最初である。

不在投票者は船舶の乗務員(小型の船舶を除く)、鐵道列車の乗務員、選舉關係事務従事者、演習又は教育召集中の軍人、艦船乗組の軍屬及び職務業務の爲めその屬す

投票区の郡市外に十日以上旅行するのを常例とする者等に限り、それ等の者が選挙の日にかつ船舶列車、艦船に乗務中又は召集中若しくは職務に従事中であつて投票時間内に投票所へ出頭することの出来ない者でなければならぬ

右の事由に該当する選挙人は自分でその事由を認する外一定の資格者の證明書を添へ選挙期日以前に自ら投票管理の許に出頭して投票用紙とその投票を入れる封筒を請求する、適法な不在投票の資格者であれば投票管理は直ちに投票用紙と封筒を交付するから選挙人はそれを受取つて投票管理の定められた投票記載の場所投票を書き封筒に入れ封緘して投票管理に提出すればよい

その投票は投票管理が保管して置いて選挙の日投票用紙を封筒の前相當な手續を経て普通の投票と同様に投函するものである

不在者投票を爲し得る期間は選挙人(不在事由)に依つて二通りある、即ち大型の船舶の乗務員、應召中の軍人、艦船乗組の軍属、職務業務の爲の長期旅行者は選挙期日の告示のあつた日から選挙期日の前日迄、中型の船舶や鐵道列車の乗務員、選挙關係事務従事者は選挙期日前十日目から選挙期日の前日迄である

この不在者投票は前述の如く、地方議會の議員選挙に於いては全く新制度であり、且、従来の衆議院議員選挙のものとは些か相違してある所もあるから、次號に於いて稍詳述して見たいと思ふ。

投票が終つたら選挙長は各投票管理区から投票用紙の送附を受けその日か若しくは翌日選挙開会を期して選挙立會人立會の上投票用紙を開けて投票を點検する。その結果有効投票の最も多い者を當選者と決める、一市町村一箇所で開票が出来ぬ時は開票区を設け別に開票を行ひその結果を開票管理区から選挙長に報告し選挙長は自己の行つた開票の結果と開票管理区からの報告とに依つて當選者を決定するのである

當選者たるにはその選挙区の配當議員の数を以て有効投票の總数を除して得た数の五分の一以上の得票がなければならぬ。だからその數に達せねば假令得票順位が議員定數内であつても當選出来ぬ

届出をした議員候補者の數が議員定數以内の時には投票は行はずその儘その議員候補者が無競争で當選者となる

當選者が決まると選挙長からその旨を本人に告知する、當選者はその告知を受けた日から十日以内の當選を承諾するか否かを縣知事に申立てを要し、その期限内に申立てをしないと當選を辭したものと看做される

以上縣會議員選挙に關する眞に一端を記述したに過ぎぬ、實際には精細な規定が存在するのであるから選挙人はその規定に遵つて適法に選挙権を行使し又その事務に當る者も法の運用を諒らす適正に處理せねばならぬ

法の改正に依つて選挙年齢を擴張され、不在者にも投票し得るの便法も設けられたのであるから有権者は須く棄権することなく有効

夏休暇利用

「高小兒童の職業實習」

申込既に百名突破

本市職業紹介所少年部では本年も夏休暇を利用して來春卒業の高小兒童に將來の希望職業を實習せしめるためその輪旋をすすこととなり先月末日各小學校宛照會を發した

が七月五日迄の申込者は既に百數名で目下紹介所ではその求人開拓に狂奔中である

なほその希望職業の内譯を示せば

- 職業紹介所幹旋
- 男子
- 鐵工四一
 - 小商店員五
 - 鐵道、ゴム製造、給仕各三
 - 助手、製針、時計工、郵便局、自動車修理、ミシン各一
- 女子
- 給仕一四
 - 専賣局女工一〇
 - 交換手七
 - ミシン六
 - 店員五
 - 女中三
 - カンヅメ、印刷、看護婦各一

であるが男子に於いては鐵工が斷然多數を占め全體の六割六分以ては軍需インフレの影響をみるべく鐵道が三名あるのは時節柄と思はれる、女子に於いては給仕交換手、専賣局女工など勤務時間の一定した職業は希望者が比較的多く女中看護婦の如く勤務時間の一定しないものは希望者が少いのが特に目につく

なほ學校別實習希望者の内譯を示せば左の通である

學校名	男童	女童	計
三條	三	六	九
青崎	一	一	二
己斐	九	一	一〇
皆實	三	三	六
千田	五	一	六
竹屋	二	一	三
牛田	三	一	四
廣瀨	一	一	二
計	六	四	一〇

に貴重な一票を投すべきである。又この選挙を好き機会として多に努め以て選挙界の宿弊を排除するに努め以て選挙正の實を擧げねばならぬ

◆海岸にモダン道路 (鹿兒島市)

グレート鹿兒島建設の第一課鹿兒島港大擴張工事は着々進捗してあるが更に築港事務所では工事決定の一部を變更、臨海道路一千七百メートルのうち石燈籠通りを中心として阿蘇橋、舊立地間三棟、港務所、税關支所の諸建物をまづ九月末日までに全部竣工することになり臨時人夫二百餘名を動員して晝夜兼行工事を急いでゐる。これ等臨海諸建物は總額十六萬圓の豫定で臨海道路は幅員十六メートルの小鋪石鋪裝式で、すでに花崗岩の本場岡山縣から二萬個の鋪石と石工さんが來鹿しをゐる。この道路は近代街路美學の粹を集めて十メートル毎に街燈と街路樹で飾り瀟灑な港風景を見せるはずである

◆自然美の山上公園 (長崎市)

長崎の景勝の地唐八景を自然のままの山上公園とする計畫は縣都市計畫係及長崎市當局の間に着々具體案が進められ六月四日縣市當局者は唐八景の山上地帯をつぶさに實地踏査した。縣の根本的實施方針を示せば

一、自然の地景を破壊せず自動車道路開設に至るまで地景の美化に努めること

一、西北側の植林地帯を思ひ切つて間伐し展望臺を設けピクニックの適帯とする

二十一日防空豫行演習實施

二十九防護分團 四十六自警分團 非常な好成绩を収む

七月二十八日實施の防空演習に先立つて二十一日豫行演習を舉行したが防護團本部では團長濱山市長はじめ福田、岡太副團長以下幹事長幹事等早くより市役所内本部に詰めかけ部所萬全を期し待機、午後零時半警備管制に入り午後一時市内二十五ヶ所の物凄きサイレンの一齊の響きに空襲警報發

せられ、やがて敵機襲來し爆弾、毒ガス、焼夷弾等を斯々に投下、市内各所に火災を起し負傷者續出二十九防護分團、四十六自警分團では必死に防毒、警護、救護、交通整理、避難等各般の作業に従事した、午後二時敵機撃退につき空襲警報解除、同三時敵機再び猛襲したるも同五時遂に撃退、再び解除、晝間の演習を終了した

晝間に引續き午後七時警戒管制に入り屋外の燈火は消燈或は遮断され華やかなネオンの光もなく街は暗黒の静けさになりつきました、やがて同四十分物凄きサイレンの響き、ゴクゴクたる焚鐘の響きに非常管制に入り街は眞黒な沈黙に不気味さをたたへて死の如く静まりかへつて居る。

午後八時必死の護衛により敵機退散直ちに解除



市役所露臺に於ける人命救助演習

除したるも忽ち再び敵機襲來、同九時完全に敵機撃退管制解除、演習終了した

この日市役所自警分團では黒川自警分團長、伊藤、今中副團長

各班長、班員は午前九時裏庭に集合、分團編成式を舉行、御眞影を奉拜後黒川團長市長の諭告を朗讀並に訓示をなして一同部署に就き待機した

選挙肅正講演會 愛町小學校に於て開催

縣市共同主催で第二回目の選挙肅正講演會を七月十一日午後二時から愛町小學校講堂に於いて開催したが定刻前既に満員となり校庭に「ラウンドスピーカー」を設置するなど非常な盛況であつた

定刻横山市長の開會の挨拶の後

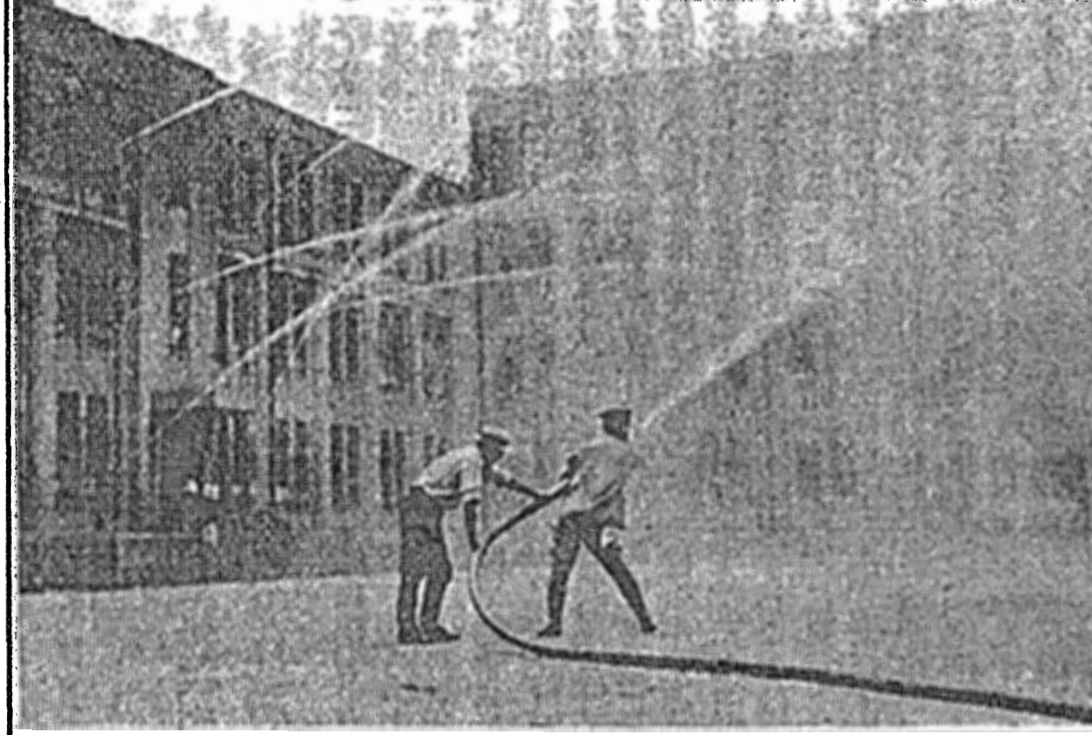
鈴木知事「平時に於ける忠君愛國」と題する講演をなすついで選挙肅正中央聯盟理事長田澤義輔氏選挙肅正に關して滔々一時間半に亘り熱辯を振ひ聴衆に多大の感動を興へ福田助役開會の辭を述べ午後四時過散會した

◆市政圖書室夏季開放 (東京市)

日比谷公園の東京市政調査會圖書室は夏季に於ける市政研究者の便宜に供する爲めに午前八時より午後四時迄時間を延長して一般の自由な研究に供する由

◆オリンピック東京招致に關議の決定を促す (東京市)

東京市では昭和十五年に開催せられるべき國際オリンピック



市役所裏庭に落ちた爆弾に對する火消

新聞經濟記事の學習

廣島市商業學校商業調査室

(四)

三、特設時間における學習(續)

C第二、三學期の實施狀況
上述の如き準備的學習は概ね第一學期中に完了するものであつて、第二學期以降は經濟記事の本格的學習に入るのである。尤も第一學期中に於いても準備的學習が早く完了する場合は、直に本格的學習に入るべきは勿論であつて、寧ろそれが望ましいことである。さて茲で本格的學習といふのは、生徒をして日々の新聞經濟記事を実地に閱讀せしめ、それによつて經濟界の現状を自ら觀察せしめることを云ふのであつて、これこそ實に本施設の中心をなす事項である。

(一)學習用の新聞

本施設の目的が單に經濟時事を生徒に理解せしめることのみならず、そのとすれば、それは教師の講義のみで十分であつて、敢へて新聞を利用する必要はないのであるが、本施設の主眼はその名稱の如く、生徒をして自ら新聞經濟記事を観察せしめる點にあるのであるから、この學習はすべて新聞の記事に即して行はねばならぬことは勿論である。そこで現在では毎週木曜日の新聞を準備しそれを土曜日の特設時間

ぬ生徒にとつては、特設時間前に金曜日更に土曜日の新聞を参照し得る機會のあることは勞々都合なこと、云ひ得るのである。

かくて特設時間に學習する新聞は毎週木曜日附のものに統一してゐるのであるが、更にその新聞の種類も亦同一種類のものに統一しておかねばならないのである。蓋し生徒の準備する新聞の種類が多様になつてゐるならば當然その新聞の經濟記事も異なるものであるから、同時に多數生徒を指導する上から云つて、これは大變不便なことである。そこで特設時間には或る一種の新聞を選定してその新聞を全生徒に學習させるのであつて、従つてその學習紙と同一の新聞を家庭にて購讀してゐる生徒はそれを自家より持参することとし、然らざる生徒に對しては木曜日附のその新聞を學校にて取纏め購入し、これを各生徒に配布することにしてゐるのである。勿論理想は生徒のすべての家庭に於いて、學校の學習紙と同一の新聞を購讀してゐることであつて、かくすれば生徒は特設時間における學習紙と時間的に前後に密接な連絡のある同一系統の新聞を毎日閱讀しうることとなるから、準備研究上好都合なことには違ひないが、これは實際上容易に實現し得ないことであるから、止むを得ず上述の如き方法を探つてゐるのである。

(三)學習する記事の範圍
學習する記事の範圍はその日の新聞に載つてゐる經濟記事のすべてに及ぶのであつて、單に重要な經濟記事の一二に止めるのではなく、又所謂經濟新聞即ち朝刊一般經濟新聞のみを取扱ふのではないのである。綜合編輯主義の行はれてゐる現在の新聞では經濟記事は特にそれが重要な場合にこそ却つて所謂政治面にも現はれ、時には社會面、家庭面にも載るものであるから、従つて經濟記事はその掲載場所の如何を問はずすべて學習するわけである。併し乍ら特設時間は僅に五十分間であるからこの短時間の中にすべての經濟記事を取扱ふためにはそこに當然、記事によつてその學習の程度に精粗深淺の差が生じてくることは止む得ないことである。一日分の經濟記事の件数は朝刊だけでも大體二十件にも及ぶのであるから、それらを悉く精讀して學習することはとてもかゝる短時間には出來ることではない。そこで現在では各記事の取扱の程度を次の如く定めてゐる。即ち先づその日の記事の中、ある一つの記事を選定して、それだけは特別精讀し、個々の語句の意義まで詮索して、最も忠實に記事に即して學習して、その他の大多數の記事については主としてその見出しを拾つてその記事の大意を掴む程度に止めるのである。かくて特設記事の精讀研究によつて生徒をして新聞經濟記事に慣れしめることとなり、全部の記事を取扱ふことによつて、經濟界の大勢を觀察せしめることとなるのである。若し少數の記事の精讀研究にのみ時間を費

八月のこよみ

- 二十三日 樺太廳始政記念日
二十六日 太宰府祭
二十七日 孔子誕生會
三十日 日韓合併記念日
三十一日 和蘭國皇帝の誕辰

別府市外に 教員保健施設開設

毎年の例により市教員保健協會では市内小學校教員の保健施設を別府市外鐵輪四恩精舎に開設、虚弱教員を保養せしめることとなつたが女子は十六名で七月三十日午後八時出品出帆、八月六日歸着、男子は二十名で八月七日出品出帆八月十四日歸着の豫定である。

◇水道新市域へ伸びる (京都市)

この夏には京都市上水道がウ

して、その他の多數の記事には全然觸れず、無視して過ぎるといふことでは、經濟界の各部門の動きと大勢を觀察するといふことにはならないから、是非とも簡略にしても全部の記事に一應は注意を拂ふべきものと考へるのである。尙精讀研究する記事は、必ずしもその日の最も重要な記事に定つたわけではなく、生徒の卒業までに一應經濟各部門毎に少くとも一度はその關係記事を精讀研究し得るやうに選定して行くのである。かくてその機會に經濟各部門について有する既修の知識を復習し、應用し、綜合し、進んで新知識を補足し得るやうに試みる譯である。

見本市を通じて

山東貿易の梗概を述べ (其の五)

濟南見本市を青島の夫れと比較すれば華商側の參觀者非常に多く、愈々輿地へ来たなといふ氣がする。何れも熱心に通譯を介して鋭い質問を發するので當方も皆緊張して應答し非常に得るところが多かつた。斯くて居留民各位から寄せられたる多大なる御骨折に依つて豫想外の好成绩に終始するを得た事は全く感謝の外はない。見本市も濟んだ一日寸暇を得て濟南城内外物を試みた。偶小盗子市場の市日に當るといふので覗いて見る、靴物、古ゴムタイヤ、ラムプ、書籍、古靴、硝子器、其の他各種各様の品物が可成の廣場に無難作に並べられて居る、餘程朝

早く行けば時に掘出物があるさうである、廣場に隣接した博物館を參觀したけれども動物の剝製の外は中國人の生活様式を現はした小人形の模型許りで幼稚なものである。自動車も驅つて城南歷山の麓へ到る。山橋子が群り來て頻りに勧めるが不要と許り徒歩で石壘の山道を登る。歴山は其の昔舜が其の山麓に耕したといふので舜耕山と呼ばれ、又隨の開皇年間山中の石壘に數多の佛像を刻したので千佛山の別稱もあり今尙開皇の文字を刻んだ碑が残つて居る、山上には唐貞觀年間建立せられた興國寺といふ古刹があつて毎年陰曆三月二

十八日から四月二十八日に至る間と五月九日前後の二回は此處歴山が開かれ大變な人出がある、で山の下に俗に子城と呼ばれる處がある、史記に晉の平公齊を伐つて歴山下に戦ふとかあるのは此處だとはいはれて居る、山頂寺内に祀る數多の神像は最近塗り代へたものと見え俗色粉々残念乍ら敬虔の念等は露起らない、此處で疲れを醫すべく寺内の小庭に腰掛れば寺僧西瓜子を添へて茶を勧める。振りかへつて一度山下を見下せば際涯なき大平原の眞中に取残されたる如き濟南城は太古の夢を食ひ、城外を悠々北上する黄河の流れは青海の私語を渤海に齎す、平原の彼方一群の林の中には折柄午後の日射しを受けて高く喇嘛の古塔が屹り立つて居る。此の大景觀に觸れたる遊子の心は只魅了し盡され少時只呆然たる許りである。それより再び城内へ引返し約突泉を見物する、其處には三泉が池中から一尺餘りも噴き出し小清河の源をなして居る、泉内は最も清澄で茶の良否を品評するには此の水に限るとさへいはれ、古くから濟南の一名所である、此外城内には隨所に古泉湧出し魚釣る者が多い、白鳥の浮んで居る水際楊柳の陰では可愛らしい姑娘が三々伍々碁を打つて居る。歸途城壁上をドライブすれば大明湖上畫舫の浮ぶが見受けられる。

濟南は輿地貨物の集散地として經濟上重要な都市であるがその取引期間は大陸年四期に分れる様である。即ち
春 小麦を刈つた後
夏 閑散季
秋 收穫後仲秋節
冬 舊正月前
此の四回に輿地から農家が土産物の落花生等を持つて濟南へ集り之が土産物を賣つた代價を以て輿地向實行好い商品を購入して決済が行はれる、従つて此の季節に洪水とか匪賊等の害があつて輿地商人の出足鈍り或は又持参したる土産物の相場が安いとか等單純な經濟事情に依つて景不景氣が決定する譯である、本年は之等天變地變なく匪賊の跋扈止み且つ土産物の値上りあり例年に比較して景氣も好く爲に我々の見本市も大いに惠まれた次第である。内地との取引は荷爲替取組で普通三ヶ月である。但し中にはサイド二十日(A)のものもある、支那人との取引は半年位から中には一年位のものもある模様である、此の外濟南には英、獨、伊等の外人商館二十五六軒あり、其の内伊太利は専ら土産物の買占めに従事し他は本國製品の賣込みに従事して居るから自然價額も割高である。將來邦家の爲好個の市場として内地優良商品の進出が期待せられる、此の外支那海關の輸入税適用に就いて各商品別に荷造、數量査證等徴細に互つての研究亦極めて重要事項であるが之は亦他日に割愛することとして最後に膠濟沿線に於いて最も好望視せられる商品名を擧げて參考に供し以て本稿を終ることとする。

◆金石町に市制施行準備 (金石町)

釜石町の市制施行問題は一歩町民間に持上つて居たが國鐵釜石線の開通も決定した今日後方連絡機關の整備による釜石町の發展は將來岩手縣産業の中心たるの見込みもつて更に拍車をかけ町當局も内外準備を進めて居る折柄過般の港灣振興座談會で石黒知事が釜石は市にならざる不思議なりと種々の事情から躊躇して居る町當局と町民を鞭撻したことから當局でも知事の熱心に動かされて乘氣になり小野寺町長を委員長に擧げ、委員に町會議員全部と各種團體長、町有力者四十五名をもつて市制施行準備委員を組織し六月二十四日全委員を通知し六月末第一回の額合せを行ひ市制施行の本格的準備に着手した。

- 機、自轉車部分品等
- 二、人絹製品、線織布製品
- 三、工業藥品及原料
- 四、眞田紐類
- 五、ゴム玩具品
- 六、工業用具類
- 七、雨傘用部分品
- 八、洋傘用柄
- 九、安物萬年筆
- 十、インキ類
- 十一、新聞紙用紙
- 十二、支那人向便箋手帳
- 十三、眼鏡類
- 十四、みかん
- 十五、干魚
- 十六、罐詰類
- 十七、宮島細工の木スプーン、杖、パイプ
- 十八、其他

本年度徴兵検査七月三日終了



本市の本年度陸軍徴兵検査は五月十三日から七月三日迄立町崇徳神社に於て行はれ受検者總數二千餘名、うち甲種合格者四百八十名あつたが本年は昨年比に花柳病は減少し近眼、呼吸氣病が増加の傾向を示した。(寫眞は崇徳神社に於ける横山市長の壯丁に對する訓示)

市制改正の要領に就いて

改正規定は、七月十五日「から施行！」
 公民権及議員選舉に關する規定は、次の總選舉から――

市制は最近に於いては大正十五年に大改正され昭和四年に更に改正されてから現在に至つて居るのであるが一般並に爲政者から絶えずその改正の必要が叫ばれて來たので政府は第六十七議會に於いて府縣制町村制の改正案と共にその改正案を提出、兩院通過、御裁可となり七月二日法律第四十五號を以つて公布された

而して今回の改正は主として公民権、議員選舉、參事會に關した規定で相當擴範圍に互るものであるがその改正の要領を述べれば次の如くである

一 公民権の制限
 一 市公民ニシテ租稅納納處分中ノ者ハ公民權ヲ停止スとの規定は大正十五年の市制改正に依つて削除されたのであるがその後に至り全國市長會に於いて屢々この規定の復活を當局に要請中のところ今回復活を見たものであつてその要旨とするところは、大正十五年の改正以來租稅納納處分中ノ者も市公民として何等公民權の制限を受けなかつたものが今回の改正に依つて僅かながら公民權の制限が認められ租稅納納處分中は市の名譽職に就くことが得なくなつたのである

一 公務に參與し得ざる者の範圍の擴大
 市の公務に參與し得ない者として従來の規定に於いては、
 ◇現役陸軍軍人
 ◇戰時學生の學生、徒及び志願に依り國民軍に編入せられたる者
 など掲げてゐたが今回の改正に依り以上の者に更に「服役第一年次の豫備兵にして警備その他の必要に依り召集せられたる者」が附加された

一 投票分會の設置に關して
 市會選舉に當り投票分會を設けるのは「特別の事情」ある場合に限り居たものが今回「必要」ある場合には之を設けることに改正された

改正の理由に就いては明瞭にするを得ないが察するに市公民としての重大な選舉權の行使を容易ならしむる爲め投票分會を設けることが適當であり且つ實際の取扱ひに於いても普通であるから「特別の事情」あるを要せずして單に「必要」あれば是ることに改正したものであらう

一 市會議員の副員補充方法の改正
 従來議員候補者で法定得票數に達しても比較少數に依り落選した

り従來勅令を以つて指定されて居た大都市もその他の小都市も一律に議員候補者制度が採用せられることになつたのである

一 議員候補者屆出期日の繰上げ
 従來議員候補者制度を採用して居た市の立候補の屆出は府縣制第十三條の二の準用に依り選舉期日前七日迄に爲すのを原則とし特例として候補者が議員定數を超過する場合に於いて候補者に死亡又は辭退者ある時に限り「選舉期日の前日迄」届出得ることになつてゐたが今度の府縣制の改正と共に市制中に追加した規定に於いても同様の特例の場合の期日を一日繰上げることに選擧の期日前二日を目迄に届出を要することになつた

一 不在者投票制度の採用
 不在者投票の制度は従來衆議院選舉に於いてのみ認められて居たが今回の改正に依り府縣制町村會議員の選舉に於いても不在投票を爲し得ることになりその不在投票を爲し得る者の範圍及び方法は各施行令中に規定せられたので大體衆議院議員選舉に於けると略々同様であるが只地方議會の議員選舉に於いては郵便を以つて投票を爲す制度は認められない、施行令に定められた不在投票を爲し得る者の範圍を略記すれば左の如くである

- ◇大船の乗務員
- ◇中船の乗務員
- ◇鐵道列車の乗務員
- ◇選舉關係事務從事者
- ◇演習又は教育召集中の陸海軍人

一 艦船乗員たる軍屬
 ◇職務業務の爲めの長期旅行者
 議員當選者の補充方法の改正
 前述せる議員候補者の補充方法の改正と同様である

一 檢事の當選無効の訴訟提起權
 従來當選無効の訴訟を提起し得る者は選舉人又は議員候補者であつて檢事は當選無効の訴訟を提起するを得なかつたが客年の衆議院選舉法の改正と同様に市會議員選舉に於いても所謂投票買収罪の被告人が選舉事務長か又は事實上選舉運動の總括主宰者である爲めその當選が無効なりと認むる時は檢事は公訴に附帶して當選無効の訴訟を提起することを要することになつた

一 催告市會の効果を徹底せしむる方法
 従來出席議員の定數を缺き市會を開會することを得ない場合には議長は出席を催告し仍定數に達しない時は所謂催告市會として開會することを得るの明文があつたが議長が催告を發し一度は定數に達するもその後に至り出席議員を生じて定數に不足を生じた場合に關しては明文のない爲め内務省當局の解釋に依り市會を續行するを得ず更に催告を繰返さなければならぬ状態を繰返さなければならぬ状態を市會の職務を充分遂行することを得ない事態を生ずること間々あつた爲め本改正に依りこの缺陷を明文を以つて除き議長に於いて一度催告を發した場合に定數に足りぬ後に至つて定數を

動物園のやぶ入景氣

一日で二千七百圓
 餘の收入 (東京市)

東京市動物園では七月十六日はやぶ入りのため近頃ない混雑を呈し、早朝から閉門時間迄満員の盛況であつた例の如く上野署からは數人のお巡さんが出張して園内外の人員整理に當り數人の迷子も夕方迄には親元に引取られた。

此の日入場した人員は合計一萬五千五百五人、收入は二千七百六十七圓七十錢に達し此の春以來の好成績であつた。



可認物便郵種三第

ものは議員に副員を生ずるも繰上げ補充の方法に依り補充されることはなく只得票數で年少なるが爲め又は抽籤の結果落選者となつたものある場合に限り繰上げて補充することになつて居たが本改正に依つて選舉期日から一年以内に副員が生じた場合は候補者の得票が法定得票數にさへ達して居ればその者の中に就き比較多數に依り當選者が定められることになつた

依つて選舉期日後一年以内に於いては補充選舉を行つて副員を補充する必要は極く稀になつたがなほ選舉期日後一年以後に於いては従來と同様で得票數が同じで年少な爲め又は抽籤の結果落選となつた者に限り繰上げて補充されることになつて居る

一 選舉人の年齢算定の改正
 従來選舉人の年齢算定に就いては何等規定がなく只單に解釋上又は實際取扱上選舉人名簿調製期日(九月十五日)現在に依つて算定して居たのが今回明文により選舉人名簿確定期日(十二月二十五日)現在に依り算定することになつた

一 議員候補者制度の採用
 議員選舉の方法に關し従來市制中に規定したものは町村に於ける議員選舉の方法と大差がなかつたがこの市制中の規定は勅令を以つて指定せられた大都市(東京市以下七十八市)も含まれる)には適用なく是等の大都市には府縣制の準用に依り既に議員候補者制度が採用されて居たのが今回改正に依

り従來勅令を以つて指定されて居た大都市もその他の小都市も一律に議員候補者制度が採用せられることになつたのである

一 議員候補者屆出期日の繰上げ
 従來議員候補者制度を採用して居た市の立候補の屆出は府縣制第十三條の二の準用に依り選舉期日前七日迄に爲すのを原則とし特例として候補者が議員定數を超過する場合に於いて候補者に死亡又は辭退者ある時に限り「選舉期日の前日迄」届出得ることになつてゐたが今度の府縣制の改正と共に市制中に追加した規定に於いても同様の特例の場合の期日を一日繰上げることに選擧の期日前二日を目迄に届出を要することになつた

一 不在者投票制度の採用
 不在者投票の制度は従來衆議院選舉に於いてのみ認められて居たが今回の改正に依り府縣制町村會議員の選舉に於いても不在投票を爲し得ることになりその不在投票を爲し得る者の範圍及び方法は各施行令中に規定せられたので大體衆議院議員選舉に於けると略々同様であるが只地方議會の議員選舉に於いては郵便を以つて投票を爲す制度は認められない、施行令に定められた不在投票を爲し得る者の範圍を略記すれば左の如くである

- ◇大船の乗務員
- ◇中船の乗務員
- ◇鐵道列車の乗務員
- ◇選舉關係事務從事者
- ◇演習又は教育召集中の陸海軍人

一 艦船乗員たる軍屬
 ◇職務業務の爲めの長期旅行者
 議員當選者の補充方法の改正
 前述せる議員候補者の補充方法の改正と同様である

一 檢事の當選無効の訴訟提起權
 従來當選無効の訴訟を提起し得る者は選舉人又は議員候補者であつて檢事は當選無効の訴訟を提起するを得なかつたが客年の衆議院選舉法の改正と同様に市會議員選舉に於いても所謂投票買収罪の被告人が選舉事務長か又は事實上選舉運動の總括主宰者である爲めその當選が無効なりと認むる時は檢事は公訴に附帶して當選無効の訴訟を提起することを要することになつた

一 催告市會の効果を徹底せしむる方法
 従來出席議員の定數を缺き市會を開會することを得ない場合には議長は出席を催告し仍定數に達しない時は所謂催告市會として開會することを得るの明文があつたが議長が催告を發し一度は定數に達するもその後に至り出席議員を生じて定數に不足を生じた場合に關しては明文のない爲め内務省當局の解釋に依り市會を續行するを得ず更に催告を繰返さなければならぬ状態を繰返さなければならぬ状態を市會の職務を充分遂行することを得ない事態を生ずること間々あつた爲め本改正に依りこの缺陷を明文を以つて除き議長に於いて一度催告を發した場合に定數に足りぬ後に至つて定數を

公設市場小賣値段調査表

七月十八日現在

白米内地	一等	一庇	三・一
	二等	同	三・四
	三等	同	三・七
朝鮮	同	同	一
臺灣	同	同	一
外米	同	同	一
糯米	同	同	三・〇
麥(丸麥)	上	同	一
(改良麥)	上	同	一四〇
大豆(鶴ノ子)	三等	同	二〇三
(黒)	三等	同	一八〇
小豆(大納言)	三等	同	一六三
(インゲン)	同	同	一七〇
(金時鵪)	三等	同	一七〇
椎茸(込)	同	同	五〇〇
蕪(切蕪)	同	同	九〇〇
寒天	上	一本	二・五
小麥粉	上	一庇	一
乾海苔	中	一帖	一五〇
昆布(板昆布)	上	一庇	一〇〇
干鰯	上	同	三・〇
素麵(手製)	同	同	三・一
麵(食麵)	上	五百瓦	三・〇
茶(番茶)	上	百瓦	四・〇
鹽(土)ドロ	上	一庇	四・五
干鰯	上	同	二・〇

る規定を準用することになった
一改正規定施行期二
公民権及び議員選挙に関する規

滿洲國の飛躍 (其の一)

驚異的數字が語る 首都新京の膨脹

建国以來の滿洲國が、治安の維持に、國力の培養に、其の他あらゆる方面に如何に堅實な歩みを續け、又續けつゝあるかは、多くの口と筆に依つて傳へられ、其の驚異的躍進に、驚嘆せしめてゐる。

而して、茲にも亦、興味ある數字の信りを受けた。それは、首都新京に於ける數字の飛躍である。以下其の概要を摘記して參考に供することとする(廣島縣滿洲國駐在員調査)

人口の増加狀況

人口増加の狀況は其の都市の膨脹振りを示す好個の資料である。滿洲事變の翌年より、今日に至る新京の人口増加は左表の如く素晴らしい。

種別	昭和六年	同七年	同八年	同九年	同十年
小學児童	一四〇	一五五	二二二	三九三	四、一〇〇
商業生徒	三九九	四六六	四九七	五三六	五五五
中學生徒	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
高女生徒	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
計	二、七三三	三、二三三	三、七三三	四、二三三	四、七三三

家賃の暴騰

内地人の移住を始め、一般人口の増加に伴ひ、拂底を來したのは住宅である、抜け目ない人々に依つて借家は續々建築せられたけれど、その増加は事變前の三十四戸に比し倍以上の七十七戸、下宿數は事變前の七戸に比し約七倍の四十二戸に増えたが、これとも十

分間に合はず、貸家、貸室の拂底は當然家賃の暴騰に導いた。滿洲主要都市の状況を比較するも、新京のそれが如何に暴騰に暴騰を續けたかどうなづける

都市名	昭和六年	同七年	同八年
新京	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
奉天	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大連	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
安東	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

廣島港出入船舶數並乗降客員數表 (昭和十年)

種別	出港	入港	乗客	降客
汽船小汽船(大帆船)	二、六三三	九六五	二、六三三	九六五
汽船小汽船(大帆船)	三三三	三三三	三三三	三三三
五月迄の計	二、九六六	一、二九八	二、九六六	一、二九八

品名	昭和六年	昭和九年
生野菜	一九	一四、三三
酒類	二七	四、三〇
木材	三三	一、五五〇
石材	五二	一、六六九
煉瓦	三三	六、七五五

品名	昭和六年	昭和九年
セメント	五、四〇〇	一〇、五〇〇
碎石及砂	一、四五六	一〇、三六六
石灰	一、二五	三、三三〇

中央職業紹介所事業成績 (六月分)

職別	求人数		求職者數		就職者數	
	男	女	男	女	男	女
工業及鐵業	九七	四〇	一八	三五	三三	四三
土木建築	一〇	一〇	一	一	一	一
商業	一六	二〇	一〇	一〇	一〇	一〇
農林業	一	一	一	一	一	一
水産業	一	一	一	一	一	一
通信運輸	一〇	一	一	一	一	一
戸内使用人	九	三五	一	一	一	一
雜業	九	九	一	一	一	一
合計	三三	一七	二二	二二	二二	二二

俸給生活者職業紹介成績 (六月分)

勤務先	求人数		求職者數		就職者數	
	男	女	男	女	男	女
官公署	一	一	一	一	一	一
銀行	一	一	一	一	一	一
保險會社	一	一	一	一	一	一
商會社	一	一	一	一	一	一
工業會社	一	一	一	一	一	一
鐵業會社	一	一	一	一	一	一
個人商店	一	一	一	一	一	一
個人工場	一	一	一	一	一	一
學校	一	一	一	一	一	一
新聞雜誌社	一	一	一	一	一	一
其他	一	一	一	一	一	一
計	六	六	六	六	六	六

種別	件數	手續料	備考
戶籍出	1,071	27,200	本籍人 1,071
戶籍通	31		本籍人 31
戶籍編製	13		本籍人 13
戶籍抹消	13		本籍人 13
戶籍通知	1		本籍人 1
健康通知	1		本籍人 1
籍外通知	1		本籍人 1
錯誤通知	1		本籍人 1
抗爭	1		本籍人 1
受理	1		本籍人 1
身分證明	1		本籍人 1
閱覽	1		本籍人 1
戶籍簿有手數料	1		本籍人 1
寄留簿其他有手數料	1		本籍人 1
戶籍簿抄本	1		本籍人 1
寄留簿抄本	1		本籍人 1
寄留簿返戻	1		本籍人 1
往復文書	1		本籍人 1
人民召喚	1		本籍人 1
印鑑證明	1		本籍人 1
印章證明	1		本籍人 1

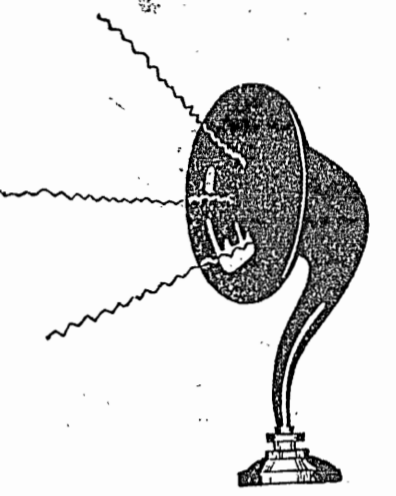
事業別	區別	日數	利用狀況
事業別	西	...	男
	東	...	女
圖書閱覽	西
兒童關係	西
講演講習	西
保健衛生	西
慰安娛樂	西
人事相談	西
其他	西
合計	西
助成事業	西

種別	件數	手續料	備考
出生	1,071	27,200	本籍人 1,071
死亡
結婚
離婚
遷徙
私生子
隱匿
家督相續
推定相續
後見人
轉市
籍出
籍入
分家及絕家
廢籍
入籍
氏名及族稱
戶籍訂正
就國
計

種別	件數	手續料	備考
寄留
寄出
寄入
抹消
復歸
更正
照會
回書
注意
違犯
謄抄
總計

傳

宣



申告は最も正確に

一人の漏は全體の調べを傷つく

申告書一枚で出来る御奉公

昭和十年十一月十日
午前零時現在

國勢調査
廣島市

廣 島 市 報

號八十六第

刷印日十月八年十和昭
行發日十月八年十和昭
錢參金部一價定
錢拾七金部一

所 役 市 島 廣 所 行 發
人 行 發 人 行 發
所 販 話 弟 兄 田 地 式 株 所 刷 印
社 會 社 會 社 會
地 番 一 目 丁 七 町 手 大 市 島 廣
雄 計 田 増 者 刷 印
地 番 一 目 丁 七 町 手 大 市 島 廣

革 沿 の 町

石見屋町 むかし石見屋某が住んで居たるにより名づけたものであるが藪藩通志には五十三戸三百九十二人と記してある。

市 廳 分 團 の 防 空 演 習

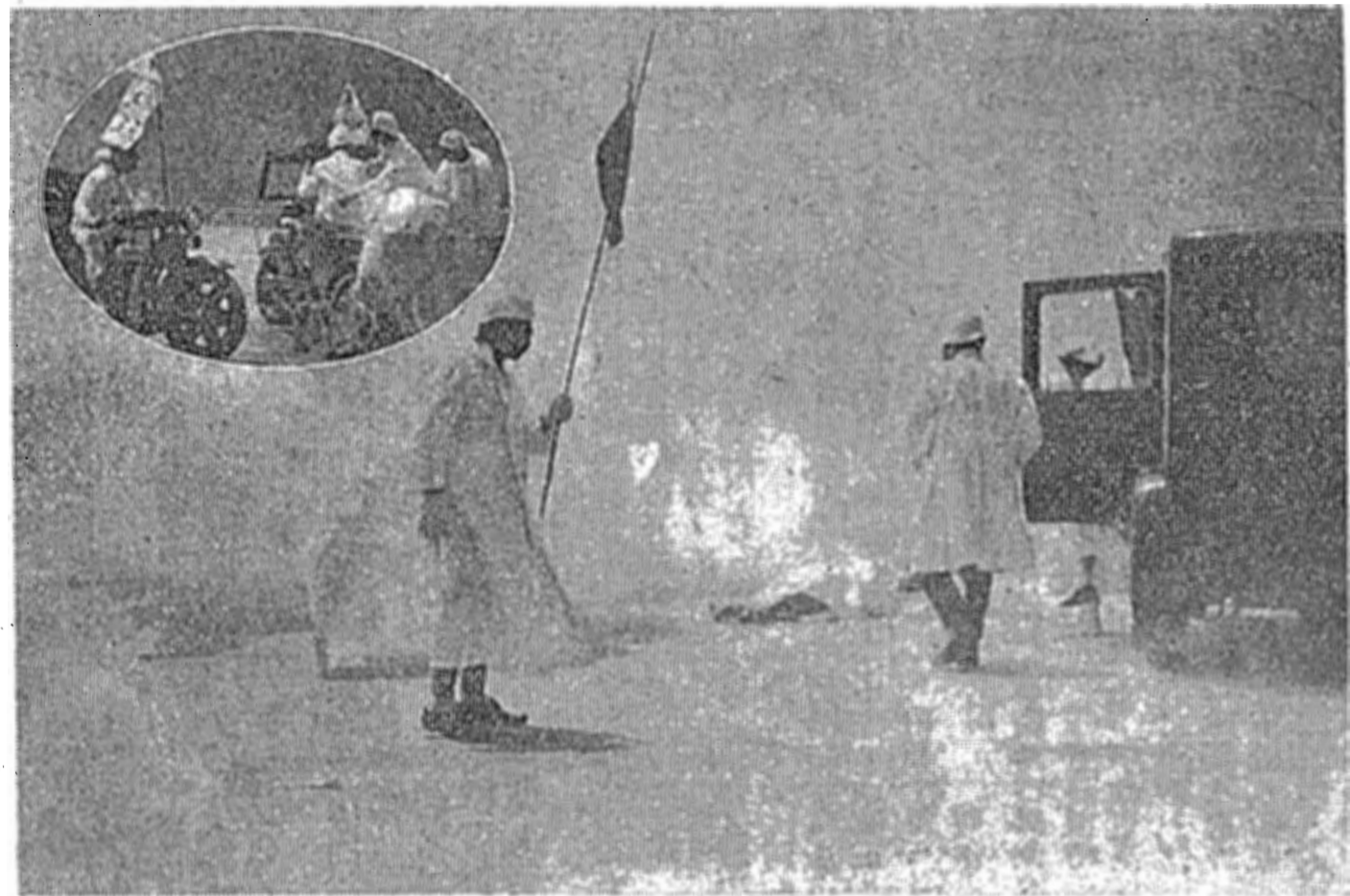
本廳自警分團では分團長黒河收入役以下係員全部正午迄に登廳、各部署に就き待機したが一時過ぎ敵機裏庭に持久性ガス弾を投下、白衣の防毒班は直に晒粉を撒布しつつ濛々たる毒煙の中に活動した、次いで西南露臺並に裏庭に落下した焼痕弾を中心に消防、その他の警護、救護、配給の諸作業の演習をなした、これより先き午後一時二十分縣知事以下統監部員來訪、ついで小磯防衛司令官も來廳演習状況を視察した

◇ 横山市長狀況視察 ◇

午後一時開始された市内二十九防護分團の演習狀況視察のため防護團長横山市長、副團長福田、岡太兩助役は夫々手分して巡視した

【目次】

- ◇ 市廳分團の防空演習……………三二
 - ◇ 條 示……………三三
 - ◇ 告 示……………三三
 - ◇ 公 告……………三五
 - ◇ 通 牒……………三五
 - ◇ 不在者投票の概要……………三六
 - ◇ 市吏員採用考査……………三七
 - ◇ 防空演習實施……………三九
 - ◇ 今秋施行の國勢調査に就いて……………四一
 - ◇ 公益質屋事業成績……………四三
 - ◇ 診療所事業成績……………四三
 - ◇ 隣保館事業成績……………四四
 - ◇ 託児事業成績……………四四
- △國勢調査の標語を市民より懸賞募集△
委員改選後の初回オリンピック委員会開
催△萬國博に政府の支援を求む△第十三
回市民水泳大會



躍活の班毒防るす對に弾スガ性久持たし下落に庭裏舍廳

Table with columns for family status (家族), residence (住所), and other details. Includes fields for name, age, occupation, and address.

Text regarding residence permits and administrative procedures. Includes sections for 'Right to use permit' (右使用御許可) and 'Residence permit' (住所御許可).

Table listing various types of housing (住宅種別) and their associated usage fees (使用料). Includes categories like 'Urban housing' (市街住宅) and 'Rural housing' (農村住宅).

Table listing various types of housing (住宅種別) and their associated usage fees (使用料). Includes categories like 'Urban housing' (市街住宅) and 'Rural housing' (農村住宅).

Text regarding social welfare and community activities. Includes a section on 'Social Welfare' (社会福祉) and 'Community Activities' (社会活動).

Table listing various types of housing (住宅種別) and their associated usage fees (使用料). Includes categories like 'Urban housing' (市街住宅) and 'Rural housing' (農村住宅).

Text regarding housing regulations and administrative procedures. Includes sections for 'Housing Regulations' (住宅規制) and 'Administrative Procedures' (行政手続).

Table listing various types of housing (住宅種別) and their associated usage fees (使用料). Includes categories like 'Urban housing' (市街住宅) and 'Rural housing' (農村住宅).

Text regarding housing regulations and administrative procedures. Includes sections for 'Housing Regulations' (住宅規制) and 'Administrative Procedures' (行政手続).

Text regarding social welfare and community activities. Includes a section on 'Social Welfare' (社会福祉) and 'Community Activities' (社会活動).

【通牒】

昭和十年八月八日
廣島市長 横山金太郎
町總代 廣島市長 横山金太郎
教育課長 廣島市教育課長 廣島市教育課長
社會課長 廣島市社會課長 廣島市社會課長
戶籍課長 廣島市戶籍課長 廣島市戶籍課長
別紙寫ノ通其ノ筋ヨリ通牒有之
候條貴部内一般ノ周知方御取計ヒ
相煩度候也
●人第一七一號
昭和十年八月七日

廣島縣總務部長
廣島縣學務部長
廣島縣警察部長
廣島縣土木部長
廣島縣土木部長
各市町村長
本月三日別紙ノ通内閣ヨリ聲明
相成タル旨内務次官ヨリ通牒有之
候條付及移牒條條貴管内ノ各種團
體並ニ一般集會等ノ機會ヲ利用シ
之ガ主旨ノ周知徹底ニ遺憾ナキ様
御措置相成度依命及通牒候也

不在者投票の概要

不在者投票の概要
投票方法—投票處理—
縣會議員ノ選舉ハ投票所投票主
義であるが、投票所に出頭して投
票を爲す事ノ出來ない事情にある
選舉人ノ對して成るべく其の有す
る選舉權を行使せしめんとし、新
に特別規定が設けられ今秋の總
選舉から施行される、即ち所謂不
在者投票の制度が其れである。不
在者投票は如何なる者が之を爲し
得るか、投票の方法は如何、其の
爲した投票は如何に處理するか、
之等の點につき其の概要を記述し
て參考に供したい。

(別紙)

恭シク惟ミルニ、我が國體ハ
天孫降臨ノ際下シ賜ヘル 御神勅
ニ依リ昭示セラルル所ニシテ、萬
世一系ノ 天皇國ヲ統治シ給ヒ、
寶祚ノ隆ハ天地ト與ニ窮ナシ。
サレバ憲法發布ノ 御上諭ニ「國
家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖承ニ承
ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ」ト
宣ヒ、憲法第一條ニ「大日本帝
國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」
ト明示シ給フ。即チ大日本帝國統
治ノ大權ハ朕トシテ 天皇ニ存ス
ルコト明ナリ。若シ夫レ統治權ガ
天皇ニ存セズシテ 天皇ハ之ヲ
行使スル爲ノ機關ナリト爲スガ如
キハ、是レ全ク萬邦無比ナル我が
國體ノ本義ヲ悞ルモノナリ。
近時憲法學說ヲ繞リ國體ノ本義ニ
關聯シテ兎角ノ論議ヲ見ルニ至レ
ルハ寔ニ遺憾ニ堪ヘズ。政府ハ愈
愈國體ノ明徹ニ力ヲ效シ其ノ精華
ヲ發揚センコトヲ期ス。乃チ茲ニ
意ノ在ル所ヲ述ベテ廣ク各方面ノ
協力ヲ希望ス。

第一 不在者投票を爲し得べき者

不在者投票を爲し得べき者は第
一選舉人でなければならぬ。第二
は勅令の定むる事由に該當する選
舉人でなければならぬ。第三には
勅令に定むる事由に該當する爲に
選舉の當日投票時間内に自ら投票
所に到り投票を爲し能はざるべき
ことを證する選舉人でなければな
らぬ。
(A)選舉人たること
選舉人とは縣會議員ノ選舉權を
有し且其の選舉に使用すべき選舉
人名簿に登録せられた者、換言す
れば適法に投票を爲し得べき權利
を有する者の義である。
(B)勅令に定むる事由に該當す
ること
勅令(府縣制施行令)には不在者
投票の事由を次に記す如く第一號
より第七號迄七種を定めてある。
第一號 大船の乗務員(略稱以
下同じ)
「湖川港灣ノミヲ航行スル船
舶、總噸數二十噸未満ノ船舶
及端舟其ノ他權限ノミヲ以テ
運轉シ又ハ主トシテ權限ヲ以
テ運轉スル舟ヲ除クノ外日本
船舶ノ船員又ハ其ノ船舶ニ乗
務スルノ常況ニ在ル者船内從
事ナルベキコト」
第一要件は船員か又は船舶に乗
務するの常況に在る者でなければ
ならぬ。船員とは船舶組員を總
括する意味であつて勿論船長をも
包含する。船舶に乗務するの常況
に在る者とは、常に船舶内に在り
て業務に従事するの常態とする

者の謂て船内郵便、船舶無線電信

者の謂て船内郵便、船舶無線電信
の從事員等之に該當する
第二要件として其の乗組む船舶
の種類(航行範圍、噸數、運轉方
法)に依つて制限がある、即ち日
本船舶中から「湖川港灣のみを航
行する船舶」、「總噸數二十噸未
滿の船舶」、「端舟其の他權限のみ
を以つて運轉する舟」を除いた
みを以つて運轉する舟」を除いた
他の船舶、言ひ換へれば小型船舶
を除いた大型船舶の船員又は其の
船舶に乗務する常況に在る者に限
るのである。
第三要件は以上の者が選舉の當
日投票時間内に船内從業中でなけ
ればならぬ。從業中とは必ずしも
乗組んでゐることを要せず從業中
なることが豫想せられるのを以つ
て足る。従つて選舉の當日投票時
間中が船舶乗組の爲の往復旅行中
にあつても差支ない譯である。
第二號 中船の乗組員
「第一號ノ船舶ヲ除クノ外日
本船舶ニシテ總噸數五噸以上
ノモノノ船員又ハ其ノ船舶ニ
乗務スルノ常況ニ在ル者船内
從業ナルベキコト」
此の種不在投票の事由につい
ても第一號の場合と同様三つの要
件がある。而して三つの要件中他
の要件は前述せし所と變りはな
く、唯船舶の種類に就いて中型船
に限定してある。即ち大型船舶は第
一號に該當し其の他の船舶中から
總噸數五噸未満のものを除外した
船舶に限るのである。
第三號 鐵道列車の乗務員
「鐵道列車ニ乗務スルノ常況

王子區議補選棄權率六割

王子區議補選棄權率六割
三分三厘(東京市)
辭任死亡失格に依つて區會議
員定數に七名の關員を生じたる
爲めに王子區では其の補選選舉
を去る八月八日執行翌九日開票
されたが同選舉に於ける確定名
簿に依る選舉有權者數は三三、
〇二で選舉當日現在選舉有權
者數は三〇、六三八名であり投
票數は一、二四八票其中無
效投票は二四四票で棄權者數は
一九、三九〇名棄權率は六割三
分三厘の高率である。

ニ在ル鐵道係員、郵便取扱員
其ノ他ノ者鐵道列車ニ乗務中
ナルベキコト」
第一の要件は鐵道列車に乗務す
るの常況に在る者でなければなら
ぬ。鐵道とは國有及私設のものをも
含み軌道は除外される。乗務す
るの常況に在る者とは船舶の乗務
員の場合と同様本人の業務が鐵道
列車内で行はれることを常態とす
る。
第二要件は選舉の當日投票時間
中が鐵道列車に乗務中なることが
豫想せらるることであり現實に乗
務中に限らざるは既述の通りであ
る。

市吏員採用考查

八月二、三、六の三日に互り施行



本市吏員採用考
査は八月二、三、六
の三日間に互り午
前九時から市女講
堂に於いて施行さ
れたが受験者總數
二百五十名で第一
日は行政法、國語、
作文、算術の四科
目、第二日は民法、
市制の二科目で、
此の學科の成績の
優良であつたもの
百五十名は六日更
に口頭並に體格の
考查を受けた。

第四號 選舉關係事務從者
「選舉事務、投票所監視、選
舉取締其ノ他選舉ニ關係アル
職務ニ從事スル者其ノ投票區
域外ニ於テ職務ニ從事中ナル
ベキコト」
選舉事務に從事する者とは選舉
人名簿調製に從事する者を始め、
投票所の事務に從事する者、開票
所又は選舉會の事務に從事する者
等直接選舉事務に携る總ての者を
指し、官吏、市町村吏員は固より
履、囑託等も包含し身分とか資格
には制限を受けぬ。乍併選舉人名
簿調製、開票所、選舉會事務從事
者は投票の日には其の事務に携は
らぬから此の事由に該當する場合
はないであらう。投票所の監視及
び選舉取締に從事する者とは投票
所の監視官、選舉取締の任に當る
警察官吏等を謂ふ。次に其の他選
舉に關係ある職務、人夫等をも含み
開票所、選舉會場の準備事務の爲
め其の前日から出張する者等選舉
事務に關係を有する總ての者が之
に該當する。以上の者でも選舉の當日
所屬投票區域内に於いて職務に従
事するのであつてはならぬ。必ず
所屬投票區域外で職務を執ること
を必要とする。
第五號 演習又は教育召集中の
陸海軍人
「陸海軍軍人演習召集中又ハ
教育召集中ナルベキコト」
勤務演習又は未教育補充兵教育
の爲應召中にある軍人を指す。簡
略點呼の參會は之に含まず、現役
軍人は選舉權がないから不在者投

票の問題は起らぬ。應召中には往
復の旅行日數をも包含するは前各
號に於ける趣旨と異なる。
第六號 艦船乗員たる軍屬
中ナルベキコト」
軍艦又は特務艦に乗組む軍屬で
あつて、其の者が選舉當日投票時
間中海上勤務中なることが豫想さ
れる場合でなければならぬ。本號
に該當するのは法務官、判事、夫、
剃夫等である。
第七號 職務業務の爲の長期旅
行者
「引續キ十日以上其ノ屬スル
投票區所在ノ郡市外ニ於テイテ
職務又ハ業務ニ從事スルヲ例
トスル者其ノ屬スル投票區所
在ノ郡市外ニ於テ職務又ハ業
務ニ從事中ナルベキコト」
第一に引續キ十日以上其の屬す
る投票區所在の郡市外に於いて職
務又は業務に從事するを例とする
者でなければならぬ。其の者の職
務又は業務の状態が常時又は季節
的に多日數に涉つて不在を餘儀な
くされる者であつて、而も其の状
態が反復定例的であることを要
し、常に郡市外に出張することを
常務とせる官吏或は行商人、杜氏
の如きが之に該當する。十日以上
は偶或る業務の都合で數日にして
歸ることがあるとしても常に十日
以上に涉るのが例となつて居る
なれば之に該當せぬとは謂ひ得
ぬ。之に反して常に一、二日宛
旅行するのを例とする者が偶選舉
の際長期旅行を繼續する者があ
つても之を以つて本號に該當とは

第十三回市民水泳大會
八月四日一プール
市教育會並に廣島水泳協會の
協同主催たる第十三回市民水泳
大會は八月四日八時半から一中
プールで開催されたが參加者は
小學校児童、青年團員、青年學
校生徒、一般市民(學生々徒を
除く)で新記録續出し午後四時
盛況裡に散會した、その成績を
示せば左の如くである。
二高男
一着三三秒二小田(草津)
二着上村(宇品)三着沖田
(二高)四着惠飛(仁保)
五着大下(牛田)
五〇米平泳決勝
一着四〇秒三松岡(草津)
二着田中(二高)三着土手
(牛田)四着市場(宇品)五
着沖野(似島)六着三保
(仁保)
五〇米背泳決勝
一着四二秒杉本(宇品)二
着柳川(二高)三着橋本
(草津)四着三保(仁保)五
着八(牛田)
二〇〇米繼泳決勝
一着二分三秒九大濱、松
岡、小田、橋本(草津)二
着(二高)三着(宇品)四着
(仁保)五着(牛田)
二五米自由型決勝
一着二秒六小松(二高)
二着辻(似島)新藤(仁保)

謂へぬ。郡市外に於いてと謂ふのは他郡市に滞泊し又は他郡市間を轉々旅行滞泊する場合を云ふので、假令郡市外に於いて業務に從事しても月々其の住所から通勤する者は含まぬ。他郡市に旅行滞泊する者は十日以上を常例とする者があつても十日以上を常例とする者に包含するが毎日曜日、休日に滞泊する者を例とするに於いては十日以上と謂ふに包含せぬ。要するに職務業務の爲め他郡市に十日以上滞泊旅行するを例とする者は他人との雇傭関係とか自営とかの區別なく總てを包含し無業、轉地療養、避暑、避寒、神社參拜、遊覽等の爲めは含まないことにする。

第二の要件は以上に該當する者が選挙の當日其の例とする所に從ひ滞泊旅行中であつて投票時間内に自ら投票所に出頭して投票することが出来得ぬ事情にあることを必要とする。

(C) 勅令に定むる事由に該當するに因りて選挙の當日投票時間内に自ら投票所に到り投票を爲し能はざるべきことを證明すること

選挙人が不在者投票事由の何れかの一に該當し其の爲に選挙の當日投票時間内に投票所に出頭して通常の方法に依る投票を爲し能はざることを證明する場合でなければならぬ。爲し能はざることを證明すとは爲し能はざることを豫想せらるゝことを證明するの意であつて要するに其の見込を適法に證明すればよい。其の選挙人は之によつて

不在者投票を爲し得る権利を獲得する。従つて其の後何等かの事由に由つて其の豫想に違ひを生じ實際に於いては通常の投票を爲し得べき事情となつても之が爲め其の者の爲し不在者投票が無効とせらるゝことはない。而して證明は選挙人自ら其の證明(自證)のみでは足りず更に法定の他の證明書の證明(副證)を要する。此の證明書を作成すべき者は次の通りで不在者投票の事由に依つて夫々異なる。

(一) 大船の乗務員中船員に關しては管海官廳(管海官廳に準ずべきものを含む)又は船長(船長の職務を行ふ者を含む)其の他の者に關しては各所屬の官署の長、又は其の業務主

(二) 中船の乗組員に關しては其の者の所屬の官署の長、又は其の業務主

(三) 鐵道列車の乗務員中鐵道係員に在りては各所屬の車掌主任、機關庫主任、電車庫主任(地方鐵道に在りては各之に該當する者)、郵便取扱員に在りては各所屬の郵便局長、其の他の者に在りては各所屬の官署の長、又は其の業務主

(四) 選挙關係事務従事者に在りては各所屬の官公署の長

(五) 演習又は教育召集中の陸海軍人に在りては所屬部隊若くは陸上海軍各部(陸軍大臣又は海軍大臣の定むる所に依る)の長又は所屬艦船の長

(六) 艦船乗員たる軍屬に在りては其の者の所屬艦船の長

(七) 職務業務の爲の長期旅行者に

在りては各所屬官公署若くは議會の長又は其の者の業務主

此の法定證明書即ち副證者は不在者投票を爲さんとする者より證明書の交付の請求を受けた場合其の者に付不在者投票の事由ありと認められたときは直ちに證明書を交付しなればならぬ。副證者の作成すべき證明書の様式は施行規則に準則を示してあるから之に準ずべきである。又副證者の證明書の内容は全く本人自證の内容と同一でなければならぬ。

不在者投票権の取得に必要な不在者たるべき證明は前述の者の證明書に依らねばならぬが此の原則に對して二つの例外がある。其の一は代用證明書であり一は證明書を要せざる場合である。

(イ) 代用證明書とは演習又は教育召集中の陸海軍人が證明書に代へて召集令状に依り得る場合である。召集令状に依り得る場合に召集期間中なる場合に限る

(ロ) 證明書を要せざる場合とは不在者投票を爲すべき日時が切迫して正當なる證明書を得るの暇がない場合、或は證明義務者が不當に證明書の交付を拒否して之を選挙人に與へざる場合等、正當の事由に因り證明書を提出することが出来ないとき其の旨を投票管理者に疎明すれば證明書提出の義務を免除される。

第二 投票用紙及投票用封筒の請求

不在者投票を爲さんとする者は先づ之に必要な投票用紙と投票用

封筒の交付を受けねばならぬ。而して其の交付請求方法次の通り

(A) 請求權者

投票用紙及投票用封筒の交付を請求し得る者は既述した各種の不在者投票事由に該當する者でなければならぬこと勿論である

(B) 請求の相手方

請求の相手方は其の選挙人の屬する投票區の投票管理者即ち其の選挙人名簿に登録せられたる投票區の投票管理者である

(C) 請求期間

請求を爲し得る期間は不在者投票事由の異なるに依り同一でない、即ち

(一) 大船の乗務員、演習又は教育召集中の陸海軍人、艦船乗員たる軍屬、職務業務の爲の長期旅行者は選挙の期日の公布のあつた日から選挙期日の前日迄

(二) 中船の乗務員、鐵道列車の乗務員、選挙關係事務従事者は選挙期日前十日目から選挙期日の前日迄

(D) 請求方式

法定期間内に選挙人本人自ら投票管理者の許に出頭して請求せねばならぬ。縣會議員選挙に關しては郵便に依る請求を認められて居ないことに注意を要すること無論である。而して請求に際しては不在者投票事由に該當すべき旨を證さねばならぬ。其の證明は選挙人自ら爲すを要するの外更に一定の副證明書の添付を必要とする。此の證明に就

- ◇ 二五米平泳決勝
- 一着 二秒三長尾(仁保)
- 二着 松田(似島) 三着 池田(二高)
- ◇ 一〇〇米混合繼泳決勝
- 一着 (仁保組)
- 二着 新宮(似島) 三着 森本(仁保)
- ◇ 二五米背泳決勝
- 一着 二秒七秒四新關(二高)
- 二着 新宮(似島) 三着 森本(仁保)
- ◇ 一〇〇米繼泳決勝
- 一着 一分一五秒三(新記録) 中島組 二着 草津組
- 三着 神崎組 四着 宇品組
- 五着 觀音組 六着 段原組
- ◇ 二五米平泳決勝
- 一着 二〇秒八久保(中島)
- 二着 信川(宇品) 三着 尹(神崎) 四着 竹岡(江波) 五着 田部(觀音) 六着 小橋(草津)
- ◇ 二五米自由型決勝
- 一着 二〇秒(新記録) 金本(草津) 二着 山田(似島) 三着 保田(仁保) 四着 加川(江波)
- ◇ 二五米自由型決勝
- 一着 二〇秒(新記録) 金本(草津) 二着 山田(似島) 三着 保田(仁保) 四着 加川(江波)

いては既述した所である。仍不在者投票を點字に依りて爲さんとする者は投票用紙及び投票用封筒の交付を請求する場合に投票管理者に對して點字投票をしたいと云ふことを申立てねばならぬ

第三 投票用紙及投票用封筒の交付

投票管理者は各種の條件に基づき投票用紙及び同封筒交付の請求を受けたなら直に其の請求者たる選挙人を其の選挙に用ふべき選挙人名簿に對照し、果して其の者が正當なる投票権を有するや否やを審査し、而して當該請求者が不在者投票事由の一に該當し之が爲め選挙の當日投票時間内に自ら投票所に到り投票を爲し能はざる者なりと認むるときは、直に投票用紙と投票用封筒を直接交付する。形式上は請求者の自證及び副證者の證明書等がよく具備して居て投票管理者に於いては慎重に考慮の上之を判斷し其の請求の當否を決すべきで、請求に拘束せらるゝことはない

投票管理者は點字に依る不在者投票を爲したき旨の申立があつた場合には其の選挙人に交付すべき投票用紙には點字投票なる旨の印を押捺することを要する。

第四 投票手續

投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人は、其の交付を受けた後直に投票管理者の管理する投票記載の場所から投票用紙に被選挙人一人の氏名を書き、之を投票用封筒に入れ封緘し投票用封

筒の表面に其の氏名を記載し直に之を投票管理者に提出しなければならぬ。一應投票用紙と投票用封筒を受取つて之を自由に持ち歸る等のことは許されて居ない

不在者が不在者投票を爲す場合に於いては、投票の公正を期する爲め立會人を必要とせられて居る。即ち投票管理者は關係市町村吏員をして投票に立會はしむることになつて居る。立會人は一人でもよい。

第五 不在者投票の處理

(A) 投票の受領、保管又は送致

投票管理者は不在者投票を投票人から受取つたならば、投票用封筒の裏面に投票の年月日と場所を記載し、更に立會人と共に署名し其の儘其れを選挙當日投票函を閉鎖する迄の間保管する

投票管理者が投票人から不在者投票を受取つてから後に、投票區に異動があつて其の者が他の投票區の所屬となつた場合は、投票管理者は新に其の屬する投票區の投票管理者宛に、其の投票を送致せねばならぬ

選挙當日の投票時間の終了する迄の間に他の投票管理者から投票區の異動に依る不在者投票の送致を受けたならば投票管理者は其の送致に用ひられた封筒を披いて投票用封筒の儘、選挙の當日投票函を閉鎖する迄の間保管する

投票時間終了後他の投票管理者から送致を受けた不在者投票は投票管理者に於いて送致に用ひられた封筒を披き、投票用封筒の裏面に受領の年月日と時間を記載し

て之を選挙長へ送致するのである。此の投票は恰も投票所閉鎖後に投票所に到りたる者が、投票を爲し得ざると同様、投票たる價值を有しないのである

(B) 投票の受理如何の決定

選挙の當日となれば、愈投票管理は自己の保管する不在者投票の始末をつけて其の投票の使命を完うせしめねばならぬ。投票管理は選挙の當日投票函閉鎖前投票立會人の意見を聽いて、各個の投票の受理如何を決定する

受理如何を決定するとは、各個の不在者投票に付當該投票人が果して正當の有権者なりや否や及び適當に不在者投票の手續を履行せるものなりや否や等を審査し、當該不在者投票は受理すべきや又は拒否すべきやを決定することである

此の決定處分に當りて、當該選挙人に不在者投票を爲し得る事由が存するや否やを審査することを得ない。之は投票用紙及び投票用封筒を交付する際、不在者投票事由に該當する者と一應決定されて居るからである。選挙人が選挙権を有する者なりや或は投票用封筒記載事項は適法なりや等を審査せねばならぬ

此の不在者投票の受理如何の決定に次いで、投票管理者は直ちに點字投票なる旨の印を押捺してある投票用紙を用ひた投票に就いて之を拒絶すべきや否やを決定する。此の決定は普通の投票拒否の決定と同一手續に依るのである。

受理すべしと決定せられ且點字投票に關する拒否の決定を受けざる不在者投票は投票管理者に於いて直に投票用封筒を披いて中味の投票を投函する。是に於いてこの不在者投票は全く普通の投票と同一となるのである

次に不在者投票として受理すべからざるものと決定せられた投票及び不在者投票としては受理の決定を受けたが、點字投票として拒否の決定を受けた投票は、投票管理者に於いて再び之を其の投票用封筒に入れ、假に封緘し、其の封筒の表面に不在者投票として受理の決定があつた旨、又は點字投票として拒否の決定があつた旨を記載して投函する。而して此の投票は假投票と看做されて投票函の儘選挙長又は開票管理者に送致される

選挙長又は開票管理者に於いては開票の際右の投票に付假投票の場合と同様の方法に依り選挙立會人又は開票立會人の意見を聽いて其の受否を決定するのである

第六 願末書の作成

投票管理者は不在者投票の手續に關する願末書を作り之に署名して投票録に添付せねばならぬ

願末書の様式は施行規則中に規定されてある。而して之に記載すべき事項は凡そ次の如くである

投票用紙及び投票用封筒の交付及び拒絶事項、點字投票に關する事項、送致を受けた投票に關する事項、其の他緊要と認むる事項

- ◇ 二五米平泳決勝
- 一着 九岡(觀音)
- 二着 一分四二秒五草津組
- 三着 中島組 三着 磯町組
- ◇ 二五米背泳
- 一着 二秒四秒六林(草津) 二着 岩田(磯町) 三着 石川(中島) 四着 中山(觀音)
- ◇ 二五米自由型決勝
- 一着 三秒二秒六品川(宇品) 二着 井口(觀音) 三着 有末(仁保)
- ◇ 五〇米背泳決勝
- 一着 三九秒八田中(仁保) 二着 森(宇品) 三着 藤島(觀音)
- ◇ 二〇〇米混合繼泳決勝
- 一着 二分二八秒二宇品組
- 二着 仁保組
- ◇ 五〇米平泳決勝
- 一着 四一秒二木内(觀音) 二着 惠飛須(仁保) 三着 宮岡(宇品)
- ◇ 二〇〇米繼泳決勝
- 一着 二分三秒三宇品組
- 二着 白島組 三着 草津組
- 四着 洲崎組
- ◇ 四〇〇米自由型決勝
- 一着 五分五秒七秒六佐々木(神崎) 二着 川本(白島) 三着 吉田(草津) 四着 新藤

好成績裡に終了

七月二十八日

防空演習實施!

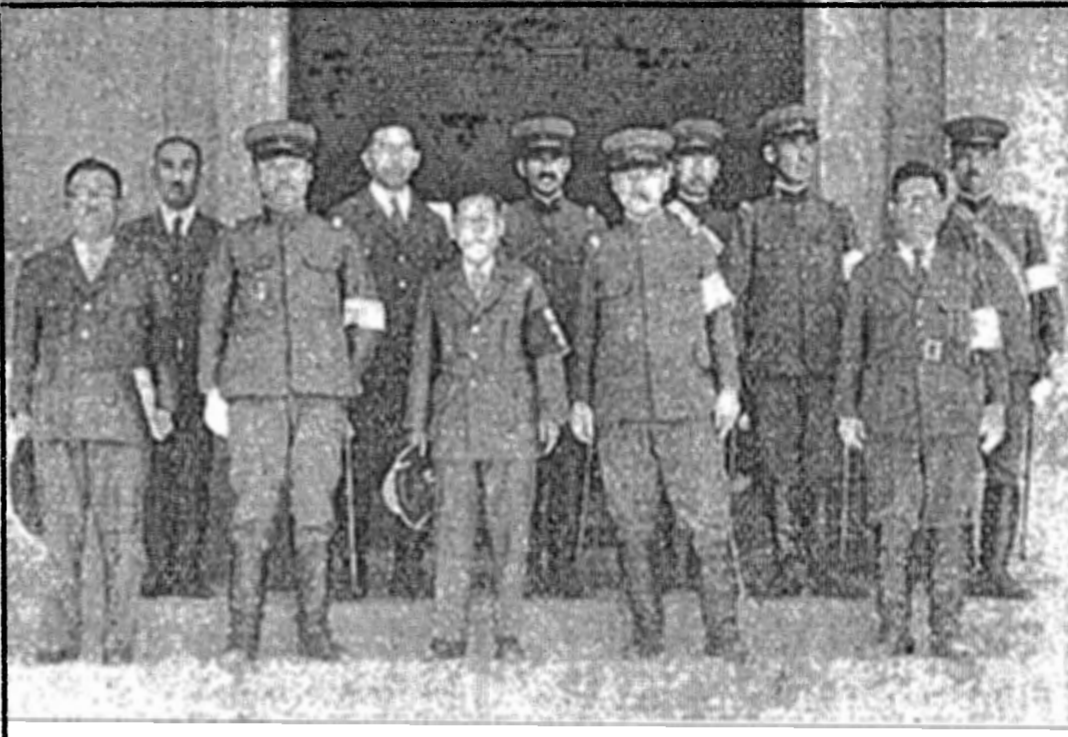
本市の護り固く

敵機空しく退散

第一次演習

五師團管下廣島地方防空演習は安藝、備後、周防、四市十六郡を舞臺として舉行され...

二十八日午前七時三十分小磯防衛司令官の發した「廣島地區の戰時警備命令」によつて演習の火蓋は切つて落されたが廣島地方警備司令官荻洲少將は「戰時警備命令」に従ひ在廣各部隊から編成した警備隊を所定の位置に着かせ廣島地方の警備、防護に遺憾なきを期した



市廳玄関に立ちたる小磯防衛司令官並横山防護團長

午後一時頃佐伯灣方面及び岡山方面から敵機來襲の情報を受けた防衛司令部は俄然緊張直ちに管内全防護團へこの情況を通報警戒管制に入つたが本市の南部、東



防護分團の勇しき活躍

南部に設置の警備隊は敵機の位置方向探知に一大活躍を開始し西練兵場の高射砲隊は警備隊と連絡し「敵機來れ」と緊張待機したやがて敵機市の上空近く現はるや防衛司令部は時を移さず防護團本部、各分團自警分團に非常警報を傳達、市内二十五ヶ所のサイレン及び百ヶ所の汽笛、警鐘は一齊吹鳴らされ高射砲隊、高射機關銃隊は敵機めがけて猛射を浴びせた、勇敢なる敵機は我が猛撃にも拘らず市内十數ヶ所に爆弾、焼夷彈毒ガス彈を投下し處々に火災を起したるも防護分團、自警分團は速座に避難、交通整理、救護、防毒等の諸作業をなしその處置をしたかくて敵機は數回逆襲したるも我が猛射に耐へかね午後五時遂に退散、第一次演習を終了した

第二次演習

防空司令部では管下の對空監視網と緊密な連絡を取り緊張裡に警戒中、午後七時敵機襲來の報に管内全防護團へ通報、警戒管制を布き更に間もなく非常管制に入つたが全市の街燈はすべて消燈暗黒の底に沈黙したかくて數次敵機襲したるも完全なる燈火管制と堅固なる防衛に敵はその目的を達せず午後十時遂に退去、管制解除、演習終了した

- (淵崎) 五〇米自由型決勝 一着二九秒二吉田(宇品) 二着藤居(神崎) 三着藤島(觀音) 四着網岡(草津) 五着長谷川(白鳥) 六着末塚(公德)
一〇〇米背泳決勝 一着米原(草津) 二着川本(白鳥)
一〇〇米平泳決勝 一着一分二七秒三保(淵崎) 二着濱本(草津) 三着居井(白鳥) 四着木村(由興)
一〇〇米自由型決勝 一着一分五秒八米田(由興) 二着吉田(宇品) 三着藤居(神崎) 四着林(千田) 五着木下(草津) 六着長谷川(白鳥)
二一〇米自由型決勝 一着三二秒五河内(淵崎) 二着岡田(淵崎)



十月一日實施!

調査事項ハ 氏名、男女ノ別 出生ノ年月日 配偶ノ關係常住地

今秋施行の國勢調査に就いて

國勢調査は皆様御承知の通り大正九年に第一回、同十四年には簡易なる國勢調査、昭和五年には第二回の大規模なる調査が施行せられ本年は第二回目の簡易なる調査が行はれる譯でありますから餘り詳細に亘つて申述べる必要はないかと思ひますが矢張其の度毎に申告書記入の内容等も多少變つた處もありませんから其の概略を説明する譯であります

國勢調査の趣旨

國勢調査は人口に關する諸般の事情を實地に調査し社會組織や國民生活の實況を審かにして政治、財政、經濟、其の他各般の施設や計畫の基礎資料を得るの目的であります即ち國家が繁榮し國民が幸福になるには常に時代に適應した行政を施し無駄や重複のない様にする必要であります仍て明治三十五年に初めて制定せられたる國勢調査に關する法律の規定に依りまして十箇年毎に一回、帝國版圖内に亘つて施行尚ほ其の中間の五年毎に簡易なる國勢

調査を施行することに定められたのであります、斯の如く國勢調査は國家經營上極めて大切な調査であり又國家の重大なる事業であり依らなければ完全に遂行することには出来ないのであります故に本市に於いても國勢調査員になられる方は勿論一般市民の方々は國家の爲めに最善の努力を盡されんことを切望する次第であります次に此の調査に就いて皆様に心得て貰はなければならぬ事項を極めて平易に項を追つて申述べることに致します

調査の時期

國勢調査は本年十月一日午前零時現在の人々に就いて調査するものであります

調査の事項

今回調査する事項は(イ)氏名(ロ)男女の別(ハ)出生の年月日(ニ)配偶の關係(ホ)常住地等の五項目であります

調査の方法

内閣から任命された國勢調査員は九月二十一日、二十二日の二日

間受持區内の準備調査を行ひ照査表を市に提出して検査を受けた後申告書用紙の交付を受け之を各申告義務者又は世帯管理者に九月下旬に配付します、各申告義務者は十月一日午前八時迄に右の用紙に自分の世帯に居る人々に就いて五つの事項を正確に調べて有の儘を記入し國勢調査員の巡回を待つて申告書を提出するのであります

若し國勢調査員から調査に關する事柄で何か問はれた時は成るべく速に正直に答へて戴きたいのであります又十月一日午前八時以後一家が戸を締めて外出される様なことがありましたら隣の人にでも依頼して戴いて國勢調査員に申告書を渡して貰ひたいのであります

世帯

世帯には普通世帯と準世帯とがあります (イ)普通世帯とは住居と家計を共にする者の集りを云ふのであります (ロ)只一人で住居を有し家計を立て、居る者亦一の普通世帯であります (ハ)家計を共にするも別に住居を有する者は住居を異にする毎に各一の普通世帯であります (ニ)住居を共にするも別に家計を立て、居る者は家計を異にする毎に各一の普通世帯であります

する毎に各一の普通世帯であります (ホ)準世帯とは寄宿舍、病院、旅館、下宿屋、合宿所、船舶等に在る家計を共にしない者の集りを云ふのであります (チ)旅館、下宿屋等には其の營業主及家族、雇人等の集りは一の普通世帯であつて旅客、下宿人等の集りは一の準世帯であります (リ)旅館、下宿屋等の營業主は準世帯の申告義務者であるが準世帯内の人ではありません (ル)寄宿舍、病院等の如き準世帯の構内又は建物内に管理する者、事務員、門番等の人が居る普通世帯を爲す場合は之を準世帯と混同しない様にして貰はねばなりません (ヲ)家計を共にする者のみ乗組んだ船舶や舟筏の世帯は普通世帯でありまして準世帯ではありません (フ)起臥飲食の設備のない船舶、舟筏には世帯はありませんから申告するのはありません (七)申告義務者

(イ)申告義務者と云ふのは普通世帯では世帯主、世帯主不在の場合には事實上之に代る者を云ひ準世帯では之を管理する者を云ふのであります (ロ)旅館、下宿屋等には其の營業主及家族、雇人等の集りは一の普通世帯であつて旅客、下宿人等の集りは一の準世帯であります (リ)旅館、下宿屋等の營業主は準世帯の申告義務者であるが準世帯内の人ではありません (ル)寄宿舍、病院等の如き準世帯の構内又は建物内に管理する者、事務員、門番等の人が居る普通世帯を爲す場合は之を準世帯と混同しない様にして貰はねばなりません (ヲ)家計を共にする者のみ乗組んだ船舶や舟筏の世帯は普通世帯でありまして準世帯ではありません (フ)起臥飲食の設備のない船舶、舟筏には世帯はありませんから申告するのはありません (七)申告義務者

(イ)調査の時期即ち十月一日午前零時(九月三十日から十月一日に移る夜半)に世帯内に現在したる者は家族であるかと否かを問はず總べて漏なく記入すること調査の時期前に生れた者及世帯に入つた者、調査の時期後に死亡した者及世帯を去つた者は之を記入すること(調査の時期前に死亡した者及世帯を去つた者、調査の時期後に生れた者及世帯に入つた者は之を記入しない

(ロ)十月一日午前零時に偶々屋外に在り又は夜業、夜勤、宿直等の爲め世帯のない場所に在つても十月一日中に自己の世帯に歸るべき者は其の世帯に現在した者として記入すること

例へば
散歩、買物、訪問等の爲め屋外で調査の時期を經過した者
郵便集配手、汽車、電車又は自動車、運轉手、運轉手、露店又は夜店の商人、使丁、車夫、馬丁、漁夫等であつて夜間屋外に於ける執務、營業の爲めに調査の時期を經過した者
居残、夜勤、徹夜、宿直等の爲め世帯のない官公署、會社、事務所、工場、店舗、詰所、番所、見張所等に在つた者

(ハ)十月一日午前零時に汽車、電車、世帯のない舟筏又は陸路の旅行中であつて旅館其の他の世帯に宿泊しないことが豫め明かな者は最後に出發した世帯に現在した者として記入し、又豫め明かない者は十月一日午前八時迄に始めて到着した世帯に現在した者として記入すること

尙十月一日午前零時に帝國版圖内に現在した者であつて何れの世帯に於いても申告せられなかつたことを知つたときには、同月四日迄に最寄の市町村長又は國勢調査

員に其の旨を申出で調査を受くべきである

申告書各欄の記入方
(イ)文字は明瞭に墨又は黒色インキにて記入すること
(ロ)同一の記入事項がいくつあつても「同一」同上」の如き記入を爲さず繰返し記入すること
(ハ)誤記した事項を訂正する場合には線を引いて抹消し、其の傍に正しき記入を爲すこと

◇氏名(イ欄)
(一)被記入者の範圍(イ)、(ロ)、(ハ)に當る者の氏名を漏れなく左の順序に従つて記入すること
(二)普通の世帯では、初筆に世帯主、次に配偶者、次に祖父、祖母、父、母、次に子、孫及び其の配偶者、次に兄弟姉妹及び其の配偶者次に其の他の親族、次に同居人、雇人、次に來客、一時宿泊者等を記入すること
夫婦は並べて記入すること

(二)寄宿舍、病院、旅館、下宿屋、合宿所等の準世帯では先づ寄宿舍人、患者、宿泊人、合宿人、次に事務員、雇人等を記入し又船舶では先づ船客、次に船長、船員等を記入すること
二、未だ命名しない者は「名つけず」と記入すること
三、氏名の明かない者は通稱を記入すること

◇男女の別(ロ欄)
一、男は「男」、女は「女」と記入すること
◇出生の年月日(ハ欄)
一、實際生れた年月日を記入すること必ずしも戸籍と同一でなくとも可なり
二、生れた月日の不明な者は月又は日の上に「不明」と記入し生れた年も不明な者は見込の年齢を「何歳」と記入すること
三、文化、文政、弘化、安政、文久の如き紛れ易い年號は其の記入に際し特に注意すること

四、外國人は本國の曆に依る年月日を記入しても可しい
◇配偶の關係(ニ欄)
一、未だ結婚をしたことのない者は「未」と記入すること
二、現に妻ある男、夫ある女は「有」と記入すること
三、配偶者に死別して現に獨身の者は「死別」と記入し配偶者と離別して現に獨身の者は「離別」と記入すること嘗て死別及離別を爲し現に獨身の者は最近の事實に依り夫々「死別」又は「離別」と記入すること
四、以上の記入は實際の状態に依るべく、必ずしも戸籍と同様でなくとも可しい

◇常住地(ホ欄)
一、調査を受ける市區町村内に平常居住して居る者、即ち自己の世帯に於いて調査を受ける者は勿論然らざる者も自己

の世帯の所在する市區町村内に於いて調査を受ける場合には斜線を引くこと
二、他の市區町村に平常居住して居る者は其の道府縣郡市區町村名を記入すること
三、内地外即ち朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島又は外國に平常居住して居る者は夫々「朝鮮」「臺灣」「樺太」「關東州」「南洋群島」又は「外國」と記入すること
四、學生、生徒は通學中の宿所の所在する市區町村を常住地として夫々斜線又は其の道府縣郡市區町村名を記入すること
五、育兒院、少年教護院、養老院、傷兵院、精神病院、癩療養所等の收容者は其の場屋の所在する市區町村を常住地として夫々斜線又は其の道府縣郡市區町村名を記入すること
六、商用、興行等の爲常に轉々として各地を移動する者(例へば行商人、巡業俳優、船員等)でも一定した自己の世帯ある場合には其の世帯の所在する市區町村を常住地として夫々斜線又は其の道府縣郡市區町村名を記入すること
七、轉住の目的を以つて調査の時旅行中の者は其の轉住先の道府縣郡市區町村名を記入すること
八、調査の時一應定住して居る場所のある者はたとひ其の定住が長期間に亘ることを豫想出来なくとも其の市區町村を

常住地として夫々斜線又は其の道府縣郡市區町村名を記入すること
九、常住地の全くない者は「ナシ」と記入すること
◇世帯人員
一、世帯人員は國勢調査員之を記入すること
申告書が二枚以上に亘るときは最終の用紙に之を記入すること
二、申告書に記入の世帯人員を計へ世帯人員欄に男、女計の記入を爲すこと



公益質屋事業成績 (六月分)

別質屋 流動別	利用別	賃付		債券	業務用具	家具	裝身衣類	其他	計金額
		東	西						
賃付	労働者	東	196	37	104	19	174	1,109	
		西	173	10	33	10	134	215	
賃付	生活者	東	22	6	14	9	14	71	
		西	12	4	14	1	12	60	
賃付	小工業者	東	7	4	9	6	1,074	2,110	
		西	14	8	9	7	943	1,074	
賃付	小商業者	東	13	1	10	1	13	215	
		西	11	1	10	1	13	215	
賃付	農業者	東	19	6	15	9	14	71	
		西	12	4	14	1	12	60	
賃付	漁業者	東	1	1	1	1	1	7	
		西	1	1	1	1	1	7	
賃付	其他	東	1	1	1	1	1	7	
		西	1	1	1	1	1	7	
計		東	161	22	104	19	174	1,109	
計		西	141	10	33	10	134	215	

診療所事業成績 (六月分)

區分	所別	患者		受診人員
		男	女	
内科	東	143	174	317
	西	121	141	262
外科	東	33	23	56
	西	33	23	56
小兒科	東	35	26	61
	西	35	26	61
眼科	東	22	24	46
	西	22	24	46
耳鼻咽喉科	東	60	33	93
	西	60	33	93
婦人科	東	11	12	23
	西	11	12	23
泌尿科	東	22	1	23
	西	22	1	23
皮膚科	東	15	18	33
	西	15	18	33
花柳病科	東	14	3	17
	西	14	3	17
身體検査	東	93	20	113
	西	93	20	113
合計	東	171	184	355
合計	西	141	161	302

隣保館事業成績 (七月分)

事業別	區別	館別	日數	利用狀況	
				男	女
託兒	西東	西東	元元	一、八〇四	一、八〇三
圖書閱覽	西東	西東	元元	三、七七一	三、七七一
諸集會	西東	西東	三三	四〇三	三〇三
兒童關係	西東	西東	八	一〇一	一〇一
講演習	西東	西東	三	五	五
保健衛生	西東	西東	元元	四三〇	四三〇
慰安娛樂	西東	西東	一	二〇〇	二〇〇
人事相談	西東	西東	三三	四三三	四三三
其他	西東	西東	三三	四三三	四三三
合計	西東	西東	七二六	三、五五三	三、五五三
助成事業	西東	西東	四四	三、一〇〇	三、一〇〇
計				一、三〇〇	一、三〇〇
計				一、六四九	一、六四九

託兒事業成績 (七月分)

所別	區別	性別	越人員	入所人員	退所人員	現在人員	出席幼兒	缺席幼兒
草津託兒所			七	七	三	五〇	一、二九三	一、二九三
仁保託兒所			四	四	一	四〇	一、〇三七	一、〇三七
廣瀬託兒所			三	三	一	四〇	一、〇三七	一、〇三七
江波託兒所			六	六	一	四〇	一、〇三七	一、〇三七
楠那託兒所			五	五	一	四〇	一、〇三七	一、〇三七
三篠託兒所			三	三	一	四〇	一、〇三七	一、〇三七
荒神託兒所			七	七	一	四〇	一、〇三七	一、〇三七
合計			三〇	三〇	六	一六〇	一、〇三七	一、〇三七
計			二五	二五	三	一三〇	一、〇三七	一、〇三七
計			一〇	一〇	三	三〇	一、〇三七	一、〇三七

第五回廿學童優勝珠算競技大會

日時 九月二十二日(日曜)午後零時卅分開始

會場 廣島市本川小學校講堂

參加者 市内小學兒童

競技方法 尋常科 高等科別ニ之ヲ行フ

申込締切 九月六日限り

詳細ハ本校ニ問合サレタシ

主催 廣島市立商業專修青年學校

(元廣島市商業專修學校) 本川校内(電話二〇二六番)

「り依に正改の定規

「の用使に舉選員議會縣

製調簿名人舉選補充

注 意

此の名簿は昨年九月十五日現在に依り調製したる市會議員選舉人名簿と共に今秋執行の縣會議員總選舉に使用する

此の名簿の登録資格者は市に於て實地調査を爲すも念の爲資格ありと思ふ人は此の際電話等に依り市役所選舉係へ申出でを爲し尙前記期間中に成るべく名簿を縦覽ありたし

選舉人名簿に登録せられたる者に非ざれば選舉の際投票を爲し得ぬ

覽縱簿名

期 間 自八月十五日 至同月二十四日 十日間

時 間 每日 自午前八時 至午後四時

場 所 廣島市役所

格資録登

帝國臣民たる男子なること

明治四十二年九月十七日より同年十二月二十六日迄の間の出生者なること

昭和九年九月十五日現在に於て二年以來引續き

本市住民たりし者なること

但し特殊の無資格者を除く

所 役 市 島 廣

廣島市報

外號

昭和十年八月二十日發行
 昭和十年八月二十日發行
 所設市島廣 所行發
 所版話弟兄田地社株 所刷印
 地番一丁目七町手大市島廣 者刷印
 雄計田地者刷印
 地番一丁目七町手大市島廣

●廣島市告示第六三號
 昭和十年十月一日執行廣島市國勢調查區番號、其ノ區域及擔當國勢調查員ノ氏名並豫備員タル國勢調查員ノ氏名左ノ如シ
 昭和十年八月八日

廣島市長 横山金太郎

調査區番號	區	調査員氏名
一	矢賀町上組 市組全部	樋口文教
二	同 中組 下組(イ)下組(ロ)兩組全部	松谷仙次郎
三	同 下組ノ一部 岩鼻大須一圓	國司繁太郎
四	尾長町 山根西部	桑原兼吉
五	同 東部	上田保一
六	同 三本松(一)	角谷兼一
七	同 三本松(二)	天谷基一
八	同 尾長説教場傍ノ溝ヲ南ニシテ一圓	大杉小次郎
九	同 尾長説教場傍ノ溝ヲ北ニシテ一圓	佐久間淳一
一〇	同 岩鼻	松本盛吉
一一	同 荒神組 荒神道一圓	高田昇司
一二	同 警一六、同七五、一九七、同二二	村上源次郎
一三	同 警二〇、同二六、同三二、同三三	津村秀吉
一四	同 警三三、同三六、同三七、同三七	近藤勝
一五	同 警三九、同四一、同四二、同四二	川手武一
一六	同 警六八、同七〇、同七三、同七三	香川善右衛門
一七	同 二葉ノ里 イ組及水面	原野紋藏
一八	同 同 口組	中西仲二郎
一九	同 大須賀町 八組及水面	藤田清生
二〇	同 同 一、二區及水面	竹本吾助
二一	同 同 三、四、五區	
二二	同 同 六、七區	

三三	大須賀町	八、九、十區	曾谷利三郎
三二	同	十一、十二、十三、十五區	島山重國
三一	同	十四、十七、十八區及水面	奧本鐵漢
三〇	同	十六、十九、二十區及水面	三浦篤夫
二九	同	二十一、二十二區及水面	中野源一
二八	松原町	東組	坂本善太郎
二七	同	中組	才木倉太郎
二六	同	西組及水面	津田直吉
二五	同	新地組一圓	田中金次郎
二四	若草町	第一區	中野五一
二三	同	第二區	有野前三郎
二二	同	第三區	山崎直幹
二一	東蟹屋町	東部	松村喜一郎
二〇	同	西部	田中宇三郎
一九	同	中部二ノ内一	串山米助
一八	同	同 二ノ内二	河野接吉
一七	西蟹屋町	第一區及水面	三木彰一
一六	同	第二區	西川熊太郎
一五	同	第三區	中野七藏
一四	同	第四區	佐々木九兵衛
一三	同	第五區及水面	八木範一
一二	同	第六區	松本彌右衛門
一一	同	第七區	吉中德太郎
一〇	同	第八區及水面	末好保之
九	南蟹屋町	第一區及水面	立石佐一郎
八	同	第二區及水面	三宅新三
七	同	第三區	安井新造
六	同	第四區	川本勘三郎
五	愛宕町	一丁目二丁目ノ一部	岩本千太郎
四	同	二丁目三丁目ノ一部	大原良宅
三	同	西部愛宕町ノ一區	眞木光藏
二	同	同 二區	新見豐吉
一	大洲町	イ組及水面	徳田道芳
	同	口組	水野辰一
	同	八組及水面	石本幸太郎
	同	猿猴橋北側及水面	横田幸三郎
	同	同 南側及水面	田上長助
	同	同 一組及水面	倉西倉次
	同	同 二區	

三九二	寶町 第五區	砂田榮次郎
三九三	同 第六區	細川繼次郎
三九四	同 一ノ組	神中定次郎
三九五	同 二ノ組	森本秀吉
三九六	同 三ノ組	高橋六次郎
三九七	同 四ノ組	野間次郎
三九八	同 五ノ組	宮尾信次郎
三九九	同 一圓及水面	栗川健太郎
四〇〇	同 二區及水面	堀田源助
四〇一	同 三區及水面	明根次郎
四〇二	同 四區及水面	山根計次郎
四〇三	同 五區及水面	木谷真一
四〇四	同 第一區	山本孫六
四〇五	同 第二區及水面	内海了二
四〇六	同 第三區	天野悦胡
四〇七	同 第四區	駒井虎助
四〇八	同 第五區	正木佐一
四〇九	同 第一區	山田助
四一〇	同 第二區	岩島熊之助
四一一	同 第三區	田坂戒三
四一二	同 第四區	杉江正次
四一三	同 第五區	巖石綱吉
四一四	同 第一區	中尾藏三
四一五	同 第二區	谷口卯三
四一六	同 第三區	中野傳一
四一七	同 第四區	土井正義
四一八	同 第五區	工藤勝二
四一九	同 第一區	八幡爲吉
四二〇	同 第二區	田中義八
四二一	同 第三區	大橫田義雄
四二二	同 第四區	福岡次郎
四二三	同 第五區	塚本次郎
四二四	同 第一區	松尾信計
四二五	同 第二區	長谷川壽吉
四二六	同 第三區	丸橋貴右
四二七	同 第四區	岡島茂一

三九二	白島九軒町 第三區	高野權太郎
三九三	同 第四區及水面	横山重雄
三九四	同 第一區 警一、七、警三、八、一三六	藤田徳次郎
三九五	同 第二區 警二、一六、警三、九、一三六	廣畑長次郎
三九六	同 第三區 警三、一五、警四、一〇五及水面	西村春三
三九七	同 第四區 警四、一〇五及水面	宮田數馬
三九八	同 第五區 警五、一〇五及水面	菅田三郎
三九九	同 第一區及水面 警一、八二及水面	尾川伴六
四〇〇	同 第二區及水面 警二、一六及水面	福地平三郎
四〇一	同 第三區及水面 警三、一六及水面	山根芳太郎
四〇二	同 第四區及水面 警四、一〇五及水面	七九源之助
四〇三	同 第五區及水面 警五、一〇五及水面	佐々守三
四〇四	同 第一區及水面 警一、八二及水面	福地平三郎
四〇五	同 第二區及水面 警二、一六及水面	福地平三郎
四〇六	同 第三區及水面 警三、一六及水面	福地平三郎
四〇七	同 第四區及水面 警四、一〇五及水面	福地平三郎
四〇八	同 第五區及水面 警五、一〇五及水面	福地平三郎
四〇九	同 第一區 警一、八二及水面	福地平三郎
四一〇	同 第二區 警二、一六及水面	福地平三郎
四一一	同 第三區 警三、一六及水面	福地平三郎
四一二	同 第四區 警四、一〇五及水面	福地平三郎
四一三	同 第五區 警五、一〇五及水面	福地平三郎
四一四	同 第一區 警一、八二及水面	福地平三郎
四一五	同 第二區 警二、一六及水面	福地平三郎
四一六	同 第三區 警三、一六及水面	福地平三郎
四一七	同 第四區 警四、一〇五及水面	福地平三郎
四一八	同 第五區 警五、一〇五及水面	福地平三郎
四一九	同 第一區 警一、八二及水面	福地平三郎
四二〇	同 第二區 警二、一六及水面	福地平三郎
四二一	同 第三區 警三、一六及水面	福地平三郎
四二二	同 第四區 警四、一〇五及水面	福地平三郎
四二三	同 第五區 警五、一〇五及水面	福地平三郎
四二四	同 第一區 警一、八二及水面	福地平三郎
四二五	同 第二區 警二、一六及水面	福地平三郎
四二六	同 第三區 警三、一六及水面	福地平三郎
四二七	同 第四區 警四、一〇五及水面	福地平三郎
四二八	同 第五區 警五、一〇五及水面	福地平三郎

三九五	宇品町 下組 四丁目、五丁目一圓及水面	頼永貞一
三九六	同 上組 六丁目、七丁目一圓及水面	境武兵衛
三九七	同 八丁目一圓	岡本京藏
三九八	同 九丁目一圓	萬本壽夫
三九九	同 十丁目一圓	高谷交次郎
四〇〇	同 十一丁目一圓	坂本金四郎
四〇一	同 十二丁目 學校マテ	山野信太郎
四〇二	同 十三丁目、十四丁目一圓	坂本四郎
四〇三	同 以東西軒屋及女子専門	坂本道行
四〇四	同 警一八九 警三、九、一三五	佐伯猪三郎
四〇五	同 警一九〇 警二、九、一三八	高杉猪三郎
四〇六	同 警一九一 警一、一、一三六	西見庄三郎
四〇七	同 警一九二 警二、一、一三六	勝見庄三郎
四〇八	同 警一九三 警三、一、一三六	中村万治郎
四〇九	同 警一九四 警四、一、一三六	中村友治郎
四一〇	同 警一九五 警五、一、一三六	中村友治郎
四一一	同 警一九六 警一、一、一三六	中村友治郎
四一二	同 警一九七 警二、一、一三六	中村友治郎
四一三	同 警一九八 警三、一、一三六	中村友治郎
四一四	同 警一九九 警四、一、一三六	中村友治郎
四一五	同 警二〇〇 警五、一、一三六	中村友治郎
四一六	同 警二〇一 警一、一、一三六	中村友治郎
四一七	同 警二〇二 警二、一、一三六	中村友治郎
四一八	同 警二〇三 警三、一、一三六	中村友治郎
四一九	同 警二〇四 警四、一、一三六	中村友治郎
四二〇	同 警二〇五 警五、一、一三六	中村友治郎
四二一	同 警二〇六 警一、一、一三六	中村友治郎
四二二	同 警二〇七 警二、一、一三六	中村友治郎
四二三	同 警二〇八 警三、一、一三六	中村友治郎
四二四	同 警二〇九 警四、一、一三六	中村友治郎
四二五	同 警二一〇 警五、一、一三六	中村友治郎
四二六	同 警二一一 警一、一、一三六	中村友治郎
四二七	同 警二一二 警二、一、一三六	中村友治郎
四二八	同 警二一三 警三、一、一三六	中村友治郎
四二九	同 警二一四 警四、一、一三六	中村友治郎
四三〇	同 警二一五 警五、一、一三六	中村友治郎

三九五	西平塚町 南部	中村徳三
三九六	平塚町 一ノ組	古田正市
三九七	同 二ノ組	吉本芳太郎
三九八	同 三ノ組	加藤恒三郎
三九九	同 四ノ組	水田敏雄
四〇〇	同 五ノ組	小林敏雄
四〇一	同 六ノ組	桐野虎次郎
四〇二	同 七ノ組	岡田陸藏
四〇三	同 八ノ組	岡田秋松
四〇四	同 九ノ組	岡田秋松
四〇五	同 十ノ組	岡田秋松
四〇六	同 十一ノ組	岡田秋松
四〇七	同 十二ノ組	岡田秋松
四〇八	同 十三ノ組	岡田秋松
四〇九	同 十四ノ組	岡田秋松
四一〇	同 十五ノ組	岡田秋松
四一一	同 十六ノ組	岡田秋松
四一二	同 十七ノ組	岡田秋松
四一三	同 十八ノ組	岡田秋松
四一四	同 十九ノ組	岡田秋松
四一五	同 二十ノ組	岡田秋松
四一六	同 二十一ノ組	岡田秋松
四一七	同 二十二ノ組	岡田秋松
四一八	同 二十三ノ組	岡田秋松
四一九	同 二十四ノ組	岡田秋松
四二〇	同 二十五ノ組	岡田秋松
四二一	同 二十六ノ組	岡田秋松
四二二	同 二十七ノ組	岡田秋松
四二三	同 二十八ノ組	岡田秋松
四二四	同 二十九ノ組	岡田秋松
四二五	同 三十ノ組	岡田秋松

Table of postal routes on the left page. It lists various destinations such as 天満町東部, 廣瀬北町北組, 寺町, 西引御堂町, etc., along with their respective postal codes and service types.

Table of postal routes on the right page. It lists destinations such as 舟入仲町西組, 舟入幸町東組, 舟入本町東組, etc., along with postal codes and service details.

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

梶藤吉辻笹道講山前清増沖山山谷加佐小小火平宮敷大古川中坂奧三大大山中西平中橋山大大住
 山本岡口田元川氷田田岡只藤々川市浦野原地野川口尾本野保力瀨片本石本西本野尾本岡田田
 三軍福儀靜盛龍金理數雅兼次與賢玉龜三郎吉助助吉吾吉一松助成太郎龜太郎見夫郎助一郎
 郎一男造一一男登松郎一造吉三郎吉助助吉吾吉一松助成太郎龜太郎見夫郎助一郎

同同同同同 豫備員

久山山山倉津
保中內本西山
田克智徹秀
泰市巳德司胖夫